

東ティモールにおける少年犯罪への文化的対応： 伝統的ガバナンス機構と修復的司法の可能性

宮澤 哲

目次

序論	4
第1章 東ティモールにおける少年犯罪の現状.....	6
第1節 先行研究と本調査の位置づけ.....	6
第1項 若者と暴力に関する研究.....	6
第2項 マーシャルアーツグループに関する研究.....	6
第3項 司法制度に関する研究.....	7
第4項 本調査の位置づけ.....	7
第2節 関連文書・報告書.....	8
第3節 社会経済的背景.....	9
第1項 若者失業と教育機会の不足.....	9
第2項 都市部における若者集団の暴力.....	9
第3項 紛争後社会における暴力文化の遺産.....	10
第4節 実際の事案（2020-2025）.....	10
第1項 家庭内暴力と児童虐待.....	10
第2項 都市部における若者集団の暴力事件.....	11
第3項 マーシャルアーツグループをめぐる課題.....	11
第5節 司法制度の課題と新たな脅威.....	12
第1項 少年拘禁施設における問題.....	12
第2項 組織犯罪と児童の搾取.....	12
第3項 司法制度の構造的課題.....	12
第6節 今後の展望.....	13
第7節 章末まとめ.....	14

第2章 少年犯罪に係る実定法と伝統的ガバナンス機構 — その連携と断絶.....	16
第1節 実定法（制定法）による規定.....	16
第1項 国際法の国内法秩序への統合.....	16
第2項 憲法上の子どもの権利保護.....	16
第3項 現行刑事法制の適用と限界.....	17
第4項 子ども法典（Código da Criança）の策定状況.....	17
第5項 「危険にさらされている子どもと若者の保護法」（2023年）.....	17
第6項 実定法体系の総合的評価.....	18
第2節 慣習法（Lisan）による規定.....	18
第1項 リサンの概念と社会的機能.....	18
第2項 リサンの多様性と地域性.....	18
第3項 リサンの目的と紛争解決の基本原則.....	19
第4項 少年犯罪へのリサンの適用.....	20
第5項 章末まとめ：限界と懸念.....	21
第3章 タラ・バンドゥ（Tara Bandu）による少年犯罪規制と社会的規範形成.....	22
第1節 タラ・バンドゥ手続き.....	22
第2節 タラ・バンドゥの基本的性質.....	23
第1項 定義と概念.....	23
第2項 タラ・バンドゥの正統性.....	24
第3項 秩序維持のメカニズム.....	25
第4項 現代的適応と混交性.....	25
第3節 タラ・バンドゥによる少年犯罪規制の実態と課題.....	26
第1項 少年犯罪に対するタラ・バンドゥの適用領域.....	26
第2項 少年の法的主体性と家族責任構造.....	26
第3項 タラ・バンドゥによる規範形成と若者の行動変容.....	26
第4項 国家法との相互作用と制度的課題.....	27
第5項 意義と限界.....	27

第4節 章末まとめ.....	27
第4章 ナヘ・ビティによる修復的儀式と少年加害者の更生プロセス.....	29
第1節 ナヘ・ビティ手続の構造.....	30
第2節 ナヘ・ビティの少年犯罪への具体的適用.....	30
第3節 ナヘ・ビティの意義と限界.....	31
第4節 章末まとめ.....	31
第5章 東ティモールにおける少年犯罪者更生プログラムの実定法と伝統的ガバナンス機 構的实践	32
第1節 分析の目的と方法.....	32
第2節 都市部における実定法的更生プログラム.....	32
第3節 地方部における伝統的ガバナンス機構による更生実践.....	33
第4節 都市部と地方部の比較分析.....	34
第5節 章末まとめ.....	35
第6章 実定法と伝統的ガバナンス機構の相互補完性.....	37
第1節 実定法と伝統的ガバナンス機構の相互補完性の必要性.....	37
第2節 相互補完モデルの構築.....	38
第3節 政策的含意.....	39
第4節 章末まとめ.....	40
第7章 結論	42
参考文献	44

序論

2002年の独立以降、東ティモールは国家建設と社会再建の過程で多くの課題に直面してきた。なかでも若年層を取り巻く環境は、紛争の長期化による社会的断絶、経済的困難、制度整備の遅れが重なり、深刻な脆弱性を抱えている。

こうした状況の背景には、独立闘争期に動員された少年・青年層の存在がある。ファリントンティル(FALINTIL)の元構成員のうち約1,300名は独立後の正規部隊への編入から漏れ、社会的役割を失ったまま復員を迎えた。特に地下活動者の多くは若者であったが、独立後の社会で居場所を見いだせず、不満や疎外感を抱えた若者たちが元戦闘員を中心に集団化していった。2003年頃からは、マーシャルアーツグループ(MAGs)と称されたCPD-RDTL、Sagrada Família、Colimau 2000、L7などの武装的集団が若者の受け皿となり、反社会的行動を助長する構造が形成された。国家が復興と建国に重点を置いた結果、若年層の教育・雇用・社会参加の機会は十分に確保されず、制度的空白を埋める形でこれらの集団が生活支援や準軍事的訓練を提供し、若者を取り込んでいった。

こうして形成された若者集団と暴力の構造は、その後20年近くにわたって東ティモール社会に根を下ろし、世代を超えて継承されてきた。2010年代を通じて、これらの集団は組織的暴力の担い手として定着し、若年層の社会化過程に深く組み込まれていった。その結果、2020年から2025年にかけて、少年犯罪は都市部での若者集団による暴力事件や地方での児童虐待・性的搾取など、国際機関が繰り返し警告を発するほど顕著な増加傾向を示している。独立闘争期に起源を持つと考えられる暴力の構造が、新たな世代の若者たちを取り込みながら再生産され続けているのである。

さらに、東ティモールの法制度は、ポルトガル植民地期・インドネシア占領期の遺産と独立後の制度構築が重層的に存在する「法多元主義」の特徴を持つ。実定法体系の整備が進む一方で、地域社会に根ざした慣習法(Lisan)とその伝統的ガバナンス機構は依然として強い規範力を保持し、少年犯罪の対応においても両者が併存している。タラ・バンドゥ(Tara Bandu)やナヘ・ビティ(Nahe Biti)といった伝統的ガバナンス機構は、司法制度の未整備を補完しつつ、地域社会における秩序維持や修復的正義の実践として重要な役割を果たしてきた。

本稿は、こうした歴史的・社会的背景を踏まえ、東ティモールにおける少年司法制度の現状と課題、そして伝統的ガバナンス機構の可能性を多角的に検討するものである。第1章では、2020年代の少年犯罪の実態を社会経済的背景とともに検証し、司法制度が直面する課題と新たな脅威を明らかにする。第2章では、実定法と慣習法の構造的関係を分析し、両者の連携と断絶の諸相を考察する。第3章では、伝統的村落規範であるタラ・バンドゥが少年犯罪規制と社会的規範形成においてどのような役割を果たしているか、その実施のあり方や未成年・女性の位置づけを含めて検討する。第4章では、ナヘ・ビティによる伝統的司法が少年加害者の責任認識形成と行動変容にどのように寄与しているか、そのプロセスと限界を明らかにする。第5章では、都市部と農村部における更生プログラムの実態を比較し、慣習が

薄れる都市部における慣習的アプローチの制度的活用の可能性を探る。最後に第6章では、ナヘ・ビティの修復的機能を再検討するとともに、新しい少年司法モデル構築の方向性を議論する。

第1章 東ティモールにおける少年犯罪の現状

第1節 先行研究と本調査の位置づけ

東ティモールにおける少年犯罪の問題は、独立以前から若者の社会的役割、暴力の構造、司法制度の脆弱性といった複数の領域にまたがる研究対象として扱われてきた。本節では、若者と暴力に関する研究、マーシャルアーツグループ研究、司法制度研究の三領域を整理し、本研究の位置づけを明確にする。

第1項 若者と暴力に関する研究

若者の社会的地位と暴力の関係については、独立直後から多くの研究が蓄積されてきた。Wigglesworth (2005) は、独立闘争における若者の積極的役割と、独立後における社会的地位の不安定化を指摘し、若者が国家建設の主体であると同時に、社会的疎外の影響を受けやすい存在であることを明らかにした¹。

世界銀行 (2006) の報告書は、2006年の危機が若者失業、教育機会の不足、社会的疎外と密接に関連していることを示し、若者問題が治安政策にとどまらず、社会経済政策全体の課題であることを強調した²。

近年では、The Asia Foundation (2025) が実施した調査が、都市部と地方部の若者の間に存在する機会格差を明らかにし、若者が限られた資源の中で社会参加の機会を模索している実態を示している³。また、UNICEF (2020) は、少年司法制度の未整備、児童保護システムの脆弱性、司法アクセスの地域間格差を指摘し、制度的支援の欠如が少年犯罪の背景にあることを示した⁴。

これらの研究は、若者の社会経済的脆弱性が暴力や非行の温床となる構造的要因を明らかにしており、本研究の基礎的枠組みを提供している。

第2項 マーシャルアーツグループに関する研究

マーシャルアーツグループは、東ティモールの若者暴力を理解する上で中心的なテーマである。宮澤 (2019)⁵や Scambary (2009) は、マーシャルアーツグループが単なる暴力集団ではなく、若者の社会的ネットワーク、政治的動員、地域的アイデンティティの形成に関わる複合的な組織であることを示した⁶。

¹ Wigglesworth, A. (2005). Young people and change in Timor-Leste. *Development Bulletin*.

² World Bank. (2007). *Timor-Leste's youth in crisis: Situational analysis and policy options*.

³ Asia Foundation. (2025). *Understanding and Empowering Timor-Leste's Young People*.

⁴ UNICEF. (2020). *Situation Analysis of Children in Timor-Leste*.

⁵ 宮澤哲 (2019) 「平和構築と伝統的ガバナンス：東ティモールの復興過程において伝統的司法・規範が果たした役割に関する考察」

⁶ Scambary, J. (2009). Anatomy of a conflict. The 2006-7 communal violence in East Timor, Security, Development and Nation-Building in Timor-Leste.

Pawelz (2015) は、主要マーシャルアーツグループのメンバーへのフィールドワークに基づき、政府による禁止措置が暴力の根本原因に対処していない点を批判した。特に、若者の社会経済的排除、国家の行政能力不足、マーシャルアーツグループの肯定的側面の軽視が、暴力の再生産を招いていると指摘している⁷。

Fundasaun Mahein (2022) は、マーシャルアーツグループの地下化、派閥間抗争の激化、治安機関の対応能力の限界を継続的に報告しており、暴力の構造的要因に対処する統合的戦略の必要性を強調している⁸。

これらの研究は、マーシャルアーツグループが若者の社会的疎外と密接に結びつき、暴力の主要な担い手となっている現状を示しており、本研究における重要な分析視角を提供する。

第3項 司法制度に関する研究

司法制度の脆弱性については、多くの研究が制度的・人的資源の不足、法制度の未整備、言語的障壁などの問題を指摘している。Marriott (2012) は、司法制度が政治的圧力や予算制約の影響を受けやすく、制度運用に必要な専門人材が不足している点を明らかにした⁹。

Greising and Vital (2014) は、少年司法制度が法制度上は存在するものの、実務においては確立されておらず、16歳未満の少年が成人と同じ施設に収容される事例があるなど、法律と実践の乖離を指摘した¹⁰。

CRIN (2008) は、児童の権利条約委員会が東ティモールの少年司法制度の未整備に懸念を示し、法整備の遅れを問題視した¹¹。また、Ottendörfer (2013) は、移行期正義の文脈において、東ティモールが慣習法を取り入れた独自の司法モデルを形成してきた点を評価しつつ、その限界も指摘している¹²。

これらの研究は、司法制度の脆弱性が少年犯罪の処理に深刻な影響を及ぼしていることを示しており、本研究の制度分析の基盤となる。

第4項 本調査の位置づけ

先行研究は、若者の社会経済的脆弱性、マーシャルアーツグループの暴力構造、司法制度の未整備といった要因を明らかにしてきたが、2020年代の最新動向を包括的に分析した研究

⁷ Pawelz, J. (2015). Security, Violence, and Outlawed Martial Arts Groups in Timor-Leste, *Asian Journal of Peacebuilding*.

⁸ Fundasaun Mahein. (2022). *Martial and Ritual Arts Groups: A Complex Challenge Requiring an Integrated Strategy*.

⁹ Marriott, Andrew (2012). "Justice Sector Dynamics in Timor-Leste: Institutions and Individuals."

¹⁰ Greising, L., & Vital, N. (2014). Legal research in Timor-Leste. *GlobalLex*.

¹¹ CRIN/Child Rights International Network. (2008). *Timor-Leste: Children's Rights References in the UPR*.

¹² Ottendörfer, E. (2013) "Contesting International Norms of Transitional Justice: The Case of Timor Leste", *International Journal of Conflict and Violence*.

は限られている。本研究は、マーシャルアーツグループの再活性化を含む 2020 年以降の少年犯罪の実態、2023 年の「危険にさらされている子どもと若者の保護法」の制定など、近年の動向を踏まえ、少年司法制度と伝統的ガバナンス機構の相互作用を総合的に分析する点に独自性がある。

第 2 節 関連文書・報告書

東ティモールにおける少年犯罪の現状を把握するためには、国際機関、政府機関、地域研究機関が発表した文書・報告書を参照することが不可欠である。これらの文書は、少年司法制度の脆弱性、若者の社会経済的状況、暴力の構造的要因、政策対応の限界など、多角的な視点から現状を分析している。本節では、主要な文書・報告書の内容を整理し、本研究の基礎資料としての位置づけを明確にする。

UNICEF (2020) は、児童の権利と福祉に関する包括的な現状分析を行い、少年司法制度の未整備、児童保護システムの脆弱性、司法アクセスの地域間格差を指摘している。同報告書は、少年専用施設の欠如、非拘禁措置の制度化の遅れ、警察・司法機関の能力不足を主要な課題として挙げ、制度改革の必要性を強調している¹³。

WHO (2021) は、暴力被害に遭った児童の健康影響に関する分析を通じて、家庭内暴力や性的虐待が東ティモールの児童に深刻な心理的・身体的影響を及ぼしていると指摘する。特に、医療・心理社会的支援へのアクセスが限られていることが、被害児童の回復を妨げる要因となっている¹⁴。

米国国務省人権報告 (2024) は、治安部隊による過度の武力行使、不処罰、拘禁施設の劣悪な環境など、司法制度全体の信頼性を損なう問題を指摘している。同報告書は、少年が成人と同一の拘禁施設に収容されている事例や、警察による不適切な捜査手続の存在を問題点として指摘し、司法制度における透明性および説明責任の強化が不可欠であると論じている¹⁵。

Fundasaun Mahein (2022) は、若者集団の暴力、マーシャルアーツグループの活動、治安機関の対応能力の限界について継続的に分析している。同組織は、若者の社会的疎外と暴力の結びつきを断ち切るためには、教育・雇用・コミュニティ参加の機会を拡大し、若者が社会に包摂される環境を整備する必要があると指摘する¹⁶。

また、The Asia Foundation (2025) は、若者の社会参加、教育機会、地域間格差に関する

¹³ UNICEF. (2020). *Situation Analysis of Children in Timor-Leste*.

¹⁴ World Health Organization. (2021). *Violence against children in Timor-Leste and consequences on adult health and exposure to adversity*.

¹⁵ U. S. Department of State. (2022-2024). *Timor-Leste Human Rights Report*.

¹⁶ Fundasaun Mahein. (2022). *Martial and Ritual Arts Groups: A Complex Challenge Requiring an Integrated Strategy*.

調査を通じて、都市部と地方部の若者が直面する課題の違いを明らかにしている。同調査は、若者が社会的ネットワークや資源へのアクセスを欠く状況が、暴力や非行への関与を促す構造的要因となっていると分析している¹⁷。

さらに、政府の政策文書としては、国家青年政策（2016）および国家児童アクションプラン（2016–2020）が重要である。これらの文書は、若者と児童の権利保護に向けた政策的枠組みを提示しているが、The Asia Foundation（2025）が指摘するように、政策文書と現場の実施状況の間には大きな乖離が存在し、政策の実効性を高めるためには地方行政機関の実施能力の強化が不可欠である¹⁸。

以上の文書・報告書は、少年犯罪の背景にある社会経済的脆弱性、暴力文化の継承、司法制度の未整備といった構造的課題を明らかにしており、本研究の分析枠組みを支える基礎資料として重要な役割を果たしている。

第3節 社会経済的背景

東ティモールにおける少年犯罪の増加は、個別の事件にとどまらず、社会経済的脆弱性、都市化の進展、紛争後社会における暴力文化の継承といった構造的要因と密接に関連している。本節では、若者失業、都市部の若者暴力、紛争後社会の暴力文化という三つの観点から、少年犯罪の背景を検討する。

第1項 若者失業と教育機会の不足

東ティモールの若者失業率は依然として高水準にあり、若年層の社会的・経済的統合を阻む主要な要因となっている。世界銀行の報告によれば、若者（15～24歳）の失業率は約60%に達し、一般失業率を大きく上回る状況が続いている。教育機会の不足も深刻であり、初等教育へのアクセスは改善されつつあるものの、中等教育以降の就学率は低く、職業訓練の機会も限られている。その結果、多くの若者が労働市場で求められるスキルを習得できず、社会参加の機会を得られないまま非行や暴力に巻き込まれるリスクが高まっている¹⁹。

また、近年では海外就労を求めて若者が流出する傾向も報告されており、国内の若者政策が十分に機能していないことを示唆している。若者の社会的疎外は、マーシャルアーツグループなどの集団への参加を促す要因となり、暴力の再生産構造に組み込まれる危険性を高めている。

第2項 都市部における若者集団の暴力

首都デイリを中心とする都市部では、若者集団による暴力事件が継続的に発生している。Fundasaun Mahein の報告は、これらの暴力事件の背景として、停滞する経済、高失業率、

¹⁷ Asia Foundation. (2025). *Understanding and Empowering Timor-Leste's Young People*.

¹⁸ Asia Foundation. (2025). *Understanding and Empowering Timor-Leste's Young People*.

¹⁹ World Bank. (2007). *Timor-Leste's youth in crisis: Situational analysis and policy options*.

不十分な教育、若者向け施設の不足といった社会的危機が複合的に作用している点を指摘している。若者たちは正規の社会参加の道を見出せず、集団形成を通じて帰属意識やアイデンティティを求める傾向が強い²⁰。

こうした若者集団は、単なる非行グループではなく、疎外された若者にとっての代替的な社会的ネットワークとして機能する側面を持つ。しかし、そのネットワークが暴力や犯罪と結びつく場合、公共の安全に対する深刻な脅威となり、警察の対応能力を超える事態を引き起こすことも少なくない。

第3項 紛争後社会における暴力文化の遺産

東ティモールの若者を取り巻く暴力の問題は、独立以前の長期にわたる紛争の影響を抜きにしては理解できない。インドネシア占領期および1999年の住民投票後の混乱期における暴力の経験は、家庭や地域社会における紛争解決手段としての暴力の常態化をもたらし、世代を超えて継承されてきた。幼少期に紛争を経験した世代が親世代となり、暴力の記憶や行動様式が次世代に伝達される構造が形成されている。

この暴力文化の遺産は、若者の行動規範や価値観の形成に深く影響を及ぼし、暴力が社会的緊張の解消手段として選択されやすい環境を生み出している。こうした構造的要因は、少年犯罪の背景にある深層的な問題として位置づけられる。

第4節 実際の事案（2020–2025）

東ティモールにおける少年犯罪の実態は、家庭内暴力、都市部における若者集団の暴力、マーシャルアーツグループをめぐる衝突など、多様な形態で顕在化している。本節では、2020年から2025年にかけて報告された主要な事案を整理し、少年犯罪の特徴と背景にある構造的要因を検討する。

第1項 家庭内暴力と児童虐待

近年、家庭内暴力や児童虐待に関する報告が増加している。UNICEFおよびWHOの分析によれば、東ティモールでは家庭内暴力が広範に存在し、特に児童が被害者となる事案が潜在化しやすい構造が指摘されている²¹。通報制度の不備、司法アクセスの制限、社会的偏見の存在により、被害児童が適切な保護を受けられない状況が続いている²²。

また、医療・心理社会的支援・法的支援を統合した包括的ケアシステムが十分に整備されておらず、被害児童が長期的なトラウマを抱えたまま成長するケースも多い。少年司法制度

²⁰ Fundasaun Mahein. (2022). *Martial and Ritual Arts Groups: A Complex Challenge Requiring an Integrated Strategy*.

²¹ UNICEF. (2020). *Situation Analysis of Children in Timor-Leste*.

²² World Health Organization. (2021). *Violence against children in Timor-Leste and consequences on adult health and exposure to adversity*.

の未整備は、被害児童の保護と加害少年の処遇の双方に影響を及ぼしており、制度的脆弱性が問題の深刻化を招いている。

第2項 都市部における若者集団の暴力事件

首都ディリを中心に、若者集団による暴力事件が継続的に発生している。これらの集団は、しばしば「武術集団（マーシャルアーツグループ）」の名称を用いるが、実態としては社会的疎外感を共有する若者が形成するギャング的集団である場合も多い。Fundasaun Maheinの調査は、これらの集団が単なる犯罪組織ではなく、若者にとっての代替的な社会的ネットワークとして機能している側面を指摘している²³。

しかし、こうしたネットワークが暴力と結びつく場合、公共の安全に対する深刻な脅威となる。2021年から2023年にかけて、ディリ市内では複数の集団間衝突が発生し、警察が介入する事態が繰り返された。これらの事件は、警察の対応能力の限界を露呈するとともに、若者の社会的疎外と暴力の結びつきが構造的な問題として定着していることを示している。

第3項 マーシャルアーツグループをめぐる課題

マーシャルアーツグループは、東ティモールの若者文化に深く根ざした存在であり、その多くはインドネシア統治時代に起源を持つ。独立後も若者の中で強い影響力を維持し、社会的ネットワーク、規律形成、身体的訓練の場として機能してきた。特に経済的・社会的資源へのアクセスが限られた若者にとって、これらの集団は帰属意識や自尊心を得る重要な場となっており、社会的疎外を経験する若者が集団に参加する動機を形成している。適切に管理されれば、武術の訓練は若者の健全な発達に寄与する可能性を持つが、制度的支援の不足や社会的排除の深刻化により、マーシャルアーツグループは暴力の温床となる側面を強めてきた。

一方で、マーシャルアーツグループは暴力事件への関与が繰り返し報告されており、公共の安全に対する深刻な脅威となっている。集団間の対立は、些細な口論や名誉をめぐる争いから大規模な衝突へと発展することが多く、2023年秋にはディリ市内で複数のマーシャルアーツグループのメンバーが衝突し、死者4名、負傷者26名、住宅21棟および車両10台の破壊を伴う重大事件が発生した²⁴。この事件は警察および治安部隊の介入を必要とする規模に達し、マーシャルアーツグループが構造的な治安上の課題となっていることを改めて示した。こうした暴力事件の背景には、若者の社会的疎外、経済的困難、都市化によるコミュニティの弱体化、そして紛争後社会における暴力文化の継承が複合的に作用しており、マーシャルアーツグループは若者のアイデンティティ形成の場であると同時に、暴力の再生産を促す構造的要因ともなっている。

²³ Fundasaun Mahein. (2022). *Martial and Ritual Arts Groups: A Complex Challenge Requiring an Integrated Strategy*.

²⁴ Government of Timor-Leste. (2024). *Government Extends Martial Arts Suspension until April 2025*.

第5節 司法制度の課題と新たな脅威

東ティモールの司法制度は、独立以降の制度構築が一定の進展を見せてきたものの、少年犯罪への対応に関して依然として深刻な課題を抱えている。制度的・人的資源の不足、司法アクセスの地域間格差、少年司法制度の未整備といった問題は、少年犯罪の適切な処理を妨げ、被害者保護と加害少年の更生の双方に影響を及ぼしている。本節では、少年拘禁施設の問題、組織犯罪と児童搾取の新たな脅威、司法制度の構造的課題を検討し、これらが少年犯罪の深刻化にどのように関与しているかを明らかにする。

第1項 少年拘禁施設における問題

東ティモールには少年専用の拘禁施設が十分に整備されておらず、少年が成人と同じ施設に収容される事例が報告されている。Greising and Vital (2014) は、法制度上は16歳未満の少年は刑事責任を免除され、16～21歳は少年司法制度の対象とされているにもかかわらず、実務において制度が確立されておらず、少年の処遇が成人と同様に扱われるケースが存在する点を指摘している²⁵。

また、UNICEF (2020) は、拘禁施設における教育・職業訓練・心理社会的支援が不足しており、再犯防止に必要な更生プログラムが十分に提供されていないと述べている。少年司法制度の未整備は、加害少年の更生機会を奪うだけでなく、暴力の再生産につながる危険性を孕んでいる²⁶。

第2項 組織犯罪と児童の搾取

2025年には、都市部を中心に児童が組織犯罪に巻き込まれる事案が複数報告されている。UNODC (2023) は、東南アジア地域において児童が薬物運搬、窃盗、性搾取といった犯罪に利用される傾向が強まっていると指摘し、東ティモールでも同様の構造が確認されるとしている²⁷。

特に、都市化の進展に伴う社会的ネットワークの弱体化、家庭の経済的困難、若者の社会参加機会の不足が、児童が犯罪組織に取り込まれる背景として作用している。UNICEF

(2020) も、都市部に流入した若者が家族や地域社会の支援を得られないまま孤立し、犯罪組織に利用される危険性を指摘している²⁸。

児童が犯罪の担い手として利用されることは、少年司法制度の脆弱性を突く形で進行しており、国家の治安政策にとって新たな脅威となっている。

第3項 司法制度の構造的課題

東ティモールの司法制度は、制度的・人的資源の不足、言語的障壁、行政能力の限界とい

²⁵ Greising, L., & Vital, N. (2014). Legal research in Timor-Leste. *GlobalLex*.

²⁶ UNICEF. (2020). *Situation Analysis of Children in Timor-Leste*.

²⁷ UNODC. (2025). *Organized Crime and Human Trafficking in Timor-Leste*.

²⁸ UNICEF. (2020). *Situation Analysis of Children in Timor-Leste*.

った構造的課題を抱えている。Marriott (2012) は、司法機関が政治的圧力や予算制約の影響を受けやすく、制度運用に必要な専門人材が不足している点を指摘している。特に、司法手続においてポルトガル語が主要言語として使用されていることは、インドネシア語教育世代の法律専門家を排除する要因となり、司法アクセスの制限を招いている²⁹。

地方部では裁判所や警察の機能が十分に整備されておらず、司法アクセスが著しく制限されている。このため、少年事件の多くが正式な司法手続を経ずに地域社会の慣習的解決に委ねられる傾向が続いている。CRIN (2008) は、児童の権利条約委員会が東ティモールの少年司法制度の未整備に懸念を示し、法整備の遅れを問題視したことを記録している³⁰。さらに、米国内務省人権報告 (2024) は、治安部隊による過度の武力行使や不処罰の問題を指摘しており、司法制度全体の信頼性を損なう要因となっている。

以上のように、東ティモールの司法制度は、少年拘禁施設の未整備、児童搾取を伴う組織犯罪の拡大、制度的・人的資源の不足といった複合的課題を抱えている。これらの課題は、少年犯罪の適切な処理を妨げるだけでなく、暴力の再生産を促す構造的要因として作用している。少年司法制度の強化、司法アクセスの改善、治安部隊の適正な行動確保は、少年犯罪の抑止と更生の双方に不可欠であり、今後の政策的対応において優先的に取り組むべき課題である。

第6節 今後の展望

東ティモールにおける少年犯罪の深刻化は、社会経済的脆弱性、若者集団の暴力、司法制度の未整備といった複合的要因が相互に作用した結果であり、単一の政策によって解決できない問題ではない。今後の少年司法政策の展望を考えるにあたり、法制度改革、国際機関による支援、政策枠組みの整備、そして暴力文化の根本的要因への対応という四つの観点が重要となる。

まず、法制度改革については、少年司法制度の整備が喫緊の課題である。UNICEF (2020) は、少年専用施設の欠如、非拘禁措置の制度化の遅れ、司法アクセスの地域間格差を指摘し、少年の最善の利益を保障する制度改革の必要性を強調している。2023年に制定された「危険にさらされている子どもと若者の保護法」は、児童保護制度の強化に向けた重要な一歩であるが、実施体制の整備や人的資源の確保が伴わなければ実効性を持ち得ない³¹。

次に、国際機関による支援は、制度構築の初期段階にある東ティモールにとって不可欠である。UNDP (2024) は、司法制度の脆弱性が国家の統治能力全体に影響を及ぼしていると指摘し、司法アクセス改善、専門人材育成、行政能力強化の必要性を示している。国際機関

²⁹ Marriott, Andrew (2012). “Justice Sector Dynamics in Timor-Leste: Institutions and Individuals.”

³⁰ CRIN/Child Rights International Network. (2008). *Timor-Leste: Children’s Rights References in the UPR*.

³¹ UNICEF. (2020). *Situation Analysis of Children in Timor-Leste*.

の技術支援と財政支援は、少年司法制度の基盤整備において重要な役割を果たし続けると考えられる³²。

政策枠組みの整備については、政府が策定した国家青年政策（2016）および国家児童アクションプラン（2016–2020）が、若者と児童の権利保護に向けた包括的な政策基盤を提供している。しかし、The Asia Foundation（2025）が指摘するように、政策文書と現場の実施状況の間には大きな乖離が存在し、政策の実効性を高めるためには、地方行政機関やコミュニティレベルでの実施能力の強化が不可欠である³³。

さらに、暴力文化の根本的要因への対応も重要である。紛争後社会における暴力の世代間継承は、若者の行動規範や価値観に深く影響を及ぼしており、家庭・学校・地域社会を含む多層的な介入が求められる。Fundasaun Mahein（2022）は、若者の社会的疎外と暴力の結びつきを断ち切るためには、教育、雇用、コミュニティ参加の機会を拡大し、若者が社会の一員として包摂される環境を整備する必要があると指摘している³⁴。

以上のように、東ティモールの少年犯罪問題に対する今後の展望は、法制度改革、国際支援、政策枠組みの実効性向上、暴力文化の根本的要因への介入という複数の要素を統合的に進めることにより、初めて実効性を持つものとなる。これらの取り組みは、少年司法制度の強化のみならず、若者の社会的包摂と暴力の再生産構造の解消に向けた基盤を形成するものであり、東ティモール社会の安定と発展にとって不可欠である。

第7節 章末まとめ

本章では、東ティモールにおける少年犯罪の現状を、社会経済的背景、若者集団の暴力、司法制度の脆弱性、そして近年の具体的事案を通じて検討した。若者失業、教育機会の不足、都市化に伴う社会的疎外といった構造的要因が、少年犯罪の増加に深く関与していることが明らかとなった。世界銀行（2006）が指摘するように、若者の社会経済的排除は暴力や不安定化の温床となり、特に都市部では若者集団の形成と暴力の連鎖を促進している³⁵。

マーシャルアーツグループの存在は、若者のアイデンティティ形成や社会的ネットワークの場として一定の役割を果たしてきた一方で、暴力事件の主要な担い手となっている。Wilson（2015）が示すように、禁止措置のみでは暴力の根本原因に対処できず、若者の社会的疎外や国家の行政能力不足が暴力の再生産を招いている。2021年から2023年にかけて発生した都市部での衝突事案は、こうした構造的問題が現在も継続していることを示すもので

³² UNDP. (2024). *Towards Better Justice*.

³³ Asia Foundation. (2025). *Understanding and Empowering Timor-Leste's Young People*.

³⁴ Fundasaun Mahein. (2022). *Martial and Ritual Arts Groups: A Complex Challenge Requiring an Integrated Strategy*.

³⁵ World Bank. (2007). *Timor-Leste's youth in crisis: Situational analysis and policy options*.

ある³⁶。

司法制度の脆弱性も、少年犯罪の深刻化に大きく寄与している。Marriott (2012) が指摘するように、司法機関は制度的・人的資源の不足、言語的障壁、行政能力の限界といった課題を抱えており、少年司法制度は依然として確立されていない³⁷。UNICEF (2020) が報告するように、少年専用施設の欠如、非拘禁措置の未整備、司法アクセスの地域間格差は、加害少年の更生機会を奪うだけでなく、被害児童の保護にも深刻な影響を及ぼしている³⁸。

さらに、2025年に報告された児童搾取を伴う組織犯罪の増加は、少年犯罪の性質が従来の暴力中心のものから、より組織的・経済的動機を伴う犯罪へと変化していることを示唆する。UNODC (2023) は、東南アジア地域における児童搾取の増加を指摘し、東ティモールでも同様の傾向が確認されていると述べている³⁹。

以上の分析から、東ティモールの少年犯罪問題は、社会経済的脆弱性、暴力文化の継承、若者集団の構造、司法制度の未整備といった複合的要因が相互に作用することで形成されていることが明らかとなった。これらの要因は単独ではなく、相互補強的に少年犯罪の発生と再生産を促しており、包括的かつ多層的な政策対応が不可欠である。

本章で明らかにした構造的課題は、次章で検討する実定法と慣習法（リサン (Lisan)）の関係性、さらには第3章以降で扱うタラ・バンドゥ (Tara Bandu) やナヘ・ビティ (Nahe Biti) といった伝統的ガバナンス機構の役割を理解する上で重要な基盤となる。少年犯罪の背景にある複合的要因を踏まえつつ、法制度と慣習的实践がどのように連携し得るのかを検討することが、今後の少年司法制度の構築にとって不可欠である。

³⁶ Wilson, B. (2008). Security forces of Timor-Leste. In *Security Sector Reform in Timor-Leste*.

³⁷ Marriott, Andrew (2012). “Justice Sector Dynamics in Timor-Leste: Institutions and Individuals.”

³⁸ UNICEF. (2020). *Situation Analysis of Children in Timor-Leste*.

³⁹ UNODC. (2025). *Organized Crime and Human Trafficking in Timor-Leste*.

第2章 少年犯罪に係る実定法と伝統的ガバナンス機構 — その連携と断絶

東ティモールの少年犯罪への対応は、実定法（制定法）と地域社会に根ざした伝統的ガバナンス機構が併存する法多元的環境の中で展開されている。独立後の国家建設において、政府は刑事法制や児童保護制度の整備を進めてきたが、制度的・人的資源の不足、司法アクセスの地域間格差、行政能力の限界などにより、実定法が十分に機能しているとは言い難い。一方、地域社会では、リサン（Lisan）をはじめとする伝統的ガバナンス機構が依然として強い規範力を保持し、紛争解決や社会秩序の維持に重要な役割を果たしている。

Marriott（2012）は、東ティモールの司法制度が政治的圧力や予算制約の影響を受けやすく、制度運用に必要な専門人材が不足している点を指摘している⁴⁰。また、UNICEF（2020）は、少年司法制度の未整備や児童保護システムの脆弱性が、少年犯罪の適切な処理を妨げていると述べている。こうした制度的課題は、地域社会における伝統的ガバナンス機構への依存を強め、実定法と伝統的規範の間に連携と断絶が生じる要因となっている⁴¹。

本章では、まず実定法による少年犯罪規制の現状と課題を整理し、続いてリサン（Lisan）を中心とする伝統的ガバナンス機構の規範構造と少年犯罪への適用を検討する。その上で、両者の連携と断絶の構造を明らかにし、少年司法制度の改善に向けた課題を提示する。

第1節 実定法（制定法）による規定

第1項 国際法の国内法秩序への統合

東ティモールは独立後、国際人権法体系を積極的に国内法秩序へ統合してきた。特に、児童の権利条約（CRC）およびその選択議定書の批准は、少年司法制度の整備に向けた重要な基盤となっている。CRIN（2008）は、東ティモールが国際基準に沿った少年司法制度の構築を求められている一方で、国内法整備が遅れている点を指摘している⁴²。

国際法の国内適用に関しては、憲法第9条が国際条約の優越性を規定しており、少年の権利保護に関する国際基準は国内法の解釈に直接影響を及ぼす。しかし、UNDP（2024）が指摘するように、実務において国際基準が十分に反映されているとは言い難く、制度運用の段階で大きな乖離が生じている。

第2項 憲法上の子どもの権利保護

東ティモール憲法は、児童の保護に関する包括的規定を有している。特に第18条は、児童の権利、保護、福祉に関する国家の責務を明確にし、教育、健康、暴力からの保護といった

⁴⁰ Marriott, Andrew (2012). “Justice Sector Dynamics in Timor-Leste: Institutions and Individuals.”

⁴¹ UNICEF. (2020). *Situation Analysis of Children in Timor-Leste*.

⁴² CRIN/Child Rights International Network. (2008). *Timor-Leste: Children's Rights References in the UPR*.

基本的権利を保障している。

しかし、UNICEF（2020）は、憲法上の権利保障と実際の制度運用の間に大きな乖離が存在する点を指摘している。司法アクセスの地域間格差、専門人材の不足、行政能力の限界により、憲法上の権利が実質的に保障されていない状況が続いている。

第3項 現行刑事法制の適用と限界

東ティモールの刑事法制は、ポルトガル法およびインドネシア法の影響を受けつつ独自の体系を形成している。刑法は16歳を刑事責任年齢として定め、16～21歳を少年司法制度の対象とする枠組みを採用している。しかし、Greising and Vital（2014）は、少年司法制度が制度的に確立されておらず、16歳未満の少年が成人と同様の手続で扱われる事例が存在する点を問題視している。

また、警察・検察・裁判所の連携不足、証拠収集能力の脆弱性、少年専用施設の欠如など、制度運用上の課題が少年事件の適切な処理を妨げている。

第4項 子ども法典（Código da Criança）の策定状況

東ティモールでは、児童の権利保護と少年司法制度の整備を目的とした「子ども法典（Código da Criança）」の策定が進められてきた。しかし、法案は長期間にわたり審議が停滞しており、UNICEF（2020）は、法整備の遅れが少年の権利保障に深刻な影響を及ぼしていると指摘している⁴³。

子ども法典は、非拘禁措置、代替処分、保護命令、児童相談制度などを包括的に規定することが期待されているが、制度的・人的資源の不足が実施段階での大きな障害となる可能性がある。

第5項 「危険にさらされている子どもと若者の保護法」（2023年）

2023年に制定された「危険にさらされている子どもと若者の保護法」（法第6号/2023）は、児童保護制度の強化に向けた重要な法的枠組みである。同法は、虐待、搾取、放置といった危険状況にある児童・若者を保護するための行政措置を規定し、社会福祉機関、警察、司法機関の連携を強化することを目的としている。

これまでUNICEF（2020）は、児童保護システムの脆弱性や通報制度の未整備を指摘し、包括的な法整備の必要性を強調しており、こうした国際機関の勧告が立法過程を後押ししたといえる⁴⁴。同法の施行後、社会福祉省は危険状況の評価手続や保護命令の基準を整備し、地方行政機関への研修を開始するなど、制度面で一定の進展が見られる。また、警察の家庭・児童保護部門（VPU）との連携が制度化されたことで、通報から初動対応までの手続が明確化された点は評価できる。しかし、The Asia Foundation（2025）が指摘するように、地方行政機関の人的資源不足や専門職の欠如は依然として深刻であり、法が想定する保護措置が十

⁴³ UNICEF. (2020). *Situation Analysis of Children in Timor-Leste*.

⁴⁴ UNICEF. (2020). *Situation Analysis of Children in Timor-Leste*.

分に実施できない状況が続いている。さらに、通報制度が地域社会に浸透していないため、家庭内暴力や性的虐待が潜在化したまま発見されない事例も多い⁴⁵。

以上のように、2023年法は児童保護制度の強化に向けた重要な一歩であるものの、行政能力の不足や地域間格差といった課題が制度の実効性を制約しており、今後の改善が求められる。

第6項 実定法体系の総合的評価

以上の検討から、東ティモールの実定法体系は、国際基準に沿った法整備が進められてきている一方で、制度整備と運用の段階で深刻な課題を抱えていることが明らかである。Marriott (2012) が指摘するように、制度的・人的資源の不足、行政能力の限界、司法アクセスの地域間格差は、少年司法制度の実効性を著しく低下させている⁴⁶。

また、UNICEF (2020) が述べるように、少年専用施設の欠如、非拘禁措置の未整備、児童保護システムの脆弱性は、少年の権利保障に重大な影響を及ぼしている⁴⁷。これらの課題は、次節で検討するリサン (Lisan) を中心とする伝統的ガバナンス機構への依存を強め、実定法との連携と断絶を生み出す要因となっている。

第2節 慣習法 (Lisan) による規定

第1項 リサンの概念と社会的機能

リサンは、東ティモール社会における慣習、規範、儀礼、社会秩序を包括する概念であり、少年犯罪を含む紛争解決において中心的役割を果たしてきた。Babo-Soares (2004) が指摘するように、リサンは「伝統」を意味し、コミュニティ内部で適用される規範の正統性を支える基盤である。インドネシア語の *adat* と類似する側面を持つものの、東ティモールのリサンはメラネシア的要素やポルトガル植民地期の影響を受けつつ独自の発展を遂げており、東ティモール固有の文化的枠組みとして理解される (宮澤 2019)。このように、リサンは単なる慣習法ではなく、社会秩序の維持と共同体の統合を支える包括的な規範体系として機能している⁴⁸。

第2項 リサンの多様性と地域性

リサンの最も顕著な特徴は、その多様性と地域性にある。宮澤 (2019) や Marriott (2012) が概説するように、東ティモールには統一的な「慣習法体系」は存在せず、各コミ

⁴⁵ Asia Foundation. (2025). *Understanding and Empowering Timor-Leste's Young People*.

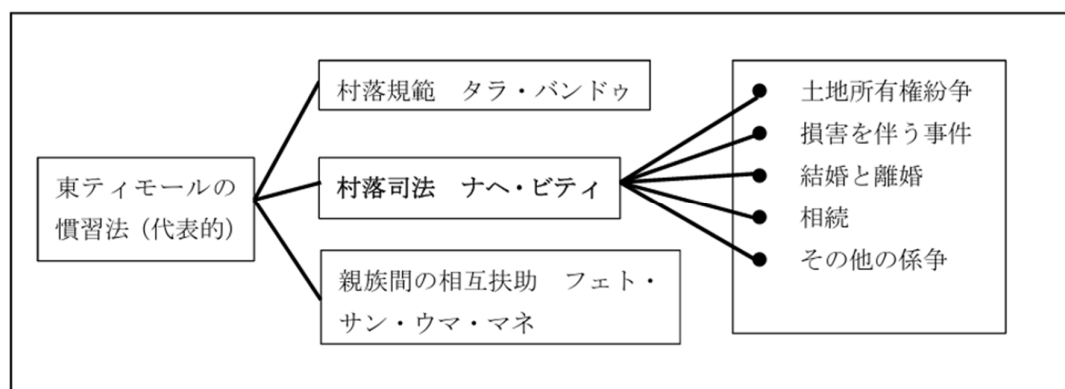
⁴⁶ Marriott, Andrew (2012). "Justice Sector Dynamics in Timor-Leste: Institutions and Individuals."

⁴⁷ UNICEF. (2020). *Situation Analysis of Children in Timor-Leste*.

⁴⁸ 宮澤哲 (2019) 「平和構築と伝統的ガバナンス：東ティモールの復興過程において伝統的司法・規範が果たした役割に関する考察」

コミュニティが独自のリサンを保持している⁴⁹。同一の民族言語グループ内であっても、村落ごとに規範内容や手続が異なることが一般的であり、この多様性は各地域の歴史、社会構造、環境条件を反映している。リサンは固定的な規範体系ではなく、植民地支配、独立闘争、現代化の過程で外部の影響を吸収しながら変容してきた動的な性格を有する⁵⁰。

リサンの運用は、長老、司祭（リア・ナイン）、村長（Chefe de Suco）などの伝統的権威者によって担われる。リア・ナインは「言葉の者」を意味し、コミュニティの歴史、規範、前例に関する深い知識を有する権威者である。代表的な伝統的ガバナンス機構として、村落規範であるタラ・バンドゥ（Tara Bandu）、村落司法であるナヘ・ビティ（Nahe Biti）、親族間の相互扶助を規定するフェト・サン・ウマ・マネなどが挙げられる（宮澤 2017）⁵¹。これらの制度は、地域社会の秩序維持と紛争解決において重要な役割を果たしている（図：東ティモールの代表的な慣習法）。



図：東ティモールの代表的な慣習法

（出典：宮澤・宮澤 2017）

第3項 リサンの目的と紛争解決の基本原則

リサンに基づく紛争解決の中心的目的は、処罰ではなく、補償と和解を通じて社会的調和を回復することにある。Babo-Soares (2004) は、リサンに基づく和解は「過去と未来を結びつけ、社会を平和と静穏の状態へ導く壮大なプロセス」であると述べており、その焦点は共同体内部の関係性の修復に置かれている⁵²。紛争解決は、当事者間の対話、前例の参照、補償の決定、儀礼の実施、社会的再統合という一連の過程を通じて進められる。

なお、リサンの紛争解決手続のうち、特にナヘ・ビティ（Nahe Biti）に関する詳細な分析

⁴⁹ Marriott, Andrew (2012). "Justice Sector Dynamics in Timor-Leste: Institutions and Individuals."

⁵⁰ 宮澤哲 (2019) 「平和構築と伝統的ガバナンス：東ティモールの復興過程において伝統的司法・規範が果たした役割に関する考察」

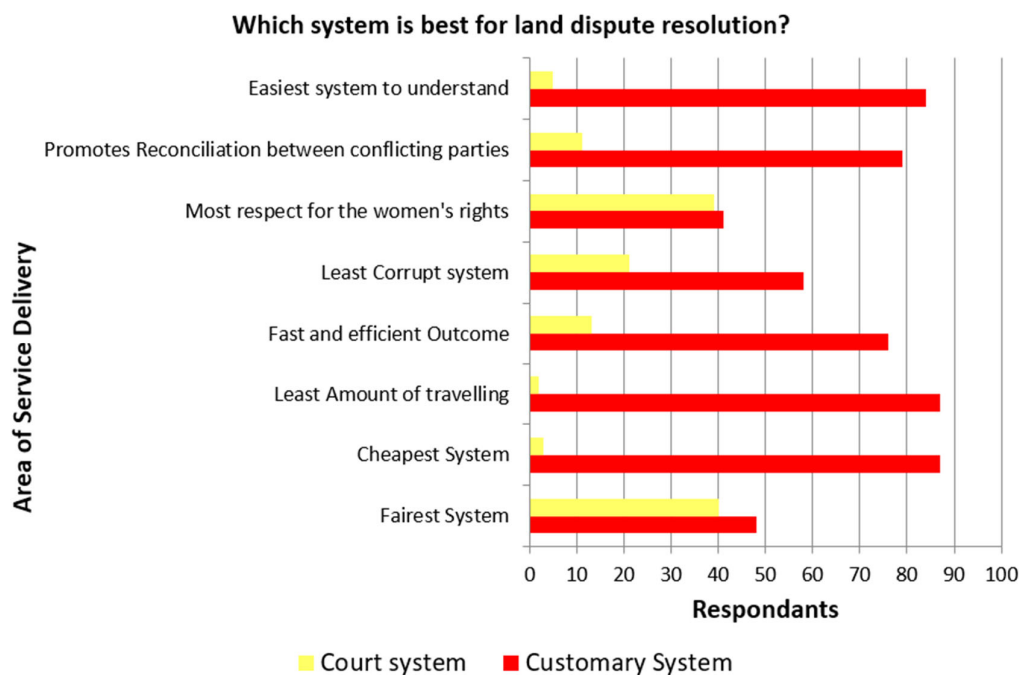
⁵¹ 宮澤哲・宮澤尚里 (2017) 「東ティモールの和解・調停プロセスにおける慣習法の適用」研究論文

⁵² Babo-Soares, D. (2004). Nahe biti: The philosophy and process of grassroots reconciliation.

は、本論文の第4章において改めて検討するため、本節では理念的側面に留める。

第4項 少年犯罪へのリサンの適用

少年犯罪は、個人のみならず家族の名誉に関わる問題と捉えられるため、リサンの手続には少年本人だけでなく家族が深く関与する。補償は家畜や財物の提供、労働、公式の謝罪などが中心であり、その目的は損なわれた名誉の回復と関係の修復にある。リサンの手続には教育的側面も含まれ、長老たちは少年に対し、規範の意味や行為の問題点、今後の行動指針を説く。この点は、少年の社会的再統合を重視する修復的司法の理念と一致する。



出典：Nixon (2004)

Nixon (2004) が指摘するように、独立後の公式な司法制度は距離、費用、時間の面でアクセスが困難である一方、リサンは地域社会内部で迅速かつ柔軟に対応できる紛争解決手段として機能している。しかし、次項で詳述するように、ジェンダー暴力や児童虐待などの事案においては、国際人権基準との衝突の可能性が指摘されており、女性や若者の参加が制限される伝統的権威構造の問題も残されている。また、殺人や強姦などの重大犯罪については、伝統的リーダー自身も正式な司法制度の関与が必要であると認識しており (Stanford 2004)、重大犯罪については警察や行政との連携が試みられている (宮澤 2019)。深刻犯罪が関与する場合には、警察や地方自治体との連携を試みるコミュニティが存在することを報告しており、伝統的ガバナンス機構と国家制度の接続可能性が模索されていることがうかがえる⁵³。

⁵³ 東ティモール法務省幹部インタビュー

第5項 章末まとめ：限界と懸念

リサンは地域社会に深く根ざした紛争解決メカニズムとして重要な役割を果たしているが、その適用にはいくつかの限界と懸念が指摘されている。特に、ジェンダー暴力や児童虐待の事案においては、国際人権基準との衝突が生じる可能性がある。女性や子どもの権利が十分に保護されないまま、伝統的手続が優先される事例が報告されており、男女間の性暴力が関与する場合には、被害者の権利保障が十分に考慮されないことがある。

もっとも、近年の調査では、援助機関による関与も増え、リサンの手続に女性や若者が参加する機会が徐々に拡大していることも指摘されている（宮澤 2020）。しかし、伝統的権威構造は依然として年長男性を中心に形成されており、女性、若者、社会的弱者の意見が十分に反映されない可能性が残されている。この点は、リサンが共同体の調和を重視する一方で、内部の権力構造を再生産する側面を持つことを示唆している⁵⁴。

このように、リサンは地域社会における紛争解決において重要な役割を果たす一方で、国際人権基準との整合性、内部の権力構造、深刻犯罪への対応能力など、制度的限界を抱えている。これらの課題は、リサンと正式司法制度の役割分担や連携のあり方を検討する上で不可避の論点であり、少年犯罪への適用においても慎重な検討が求められる。

⁵⁴ 宮澤哲（2019）「平和構築と伝統的ガバナンス：東ティモールの復興過程において伝統的司法・規範が果たした役割に関する考察」

第3章 タラ・バンドゥ (Tara Bandu) による少年犯罪規制と社会的規範形成

前章では、東ティモール社会に広く浸透するリサン (Lisan) という包括的な伝統的なガバナンス機構の構造と機能を検討した。その中でも、タラ・バンドゥ (Tara Bandu) は、地域社会における社会的規範の形成と秩序維持において特に重要な位置を占める制度である。タラ・バンドゥは、コミュニティの合意に基づいて制定される伝統的な村落規範であり、共同体内部の行動規範を明確化し、違反に対する制裁を定めることで、社会的秩序の維持と紛争予防を図る仕組みである。その名称は、テトゥン語の「吊るす (tara)」と「禁止 (bandu)」に由来し、コミュニティの行動規範にかかる合意事項を象徴的に公示する伝統的慣行を反映している (宮澤 2020 ; Casquilho & Martins 2021)。

第1節 タラ・バンドゥ手続き

タラ・バンドゥは独立以前から存在していたが、2002年の独立後、憲法により一定の承認を受け、公式司法制度の未整備を補完する形で再活性化された。Belun・Asia Foundation (2013) が指摘するように、タラ・バンドゥはコミュニティの合意形成を基盤とし、平和と和解を執行する象徴的制度として機能している。これは、地域社会が自らの規範を定義し、共同体の秩序を維持するための伝統的なティモール人の慣習に根ざしたものである⁵⁵。

タラ・バンドゥの歴史的発展と社会統治機能については、近年の研究が多角的に分析している。Casquilho & Martins (2021) は、タラ・バンドゥが16世紀以前の禁忌体系 (taboos) と植民地期の布告 (bandos) の混交を経て形成されたことを示し、Aban (2025) は独立後の同制度が土地権や共有地管理をめぐる国家制度の空白を補完し、コミュニティ意思決定を支える象徴的装置として再活性化していると論じる。さらに、Belun・Asia Foundation (2013)、Ide, Palmer & Barnett (2021)、宮澤 (2010, 2012, 2013a, 2013b) は、タラ・バンドゥが紛争予防や自然資源管理などの領域において国家法を補完する役割を果たし、地域の秩序維持に寄与している点を実証している⁵⁶。

近年の事例では、2025年1月25日、Oecusse-Ambeno 特別行政区 Numbe 村において、少年や若者による石投げや集団暴行などの暴力行為が深刻化していた状況を受け、地域の伝統指導者、家長、若者代表、行政関係者が参加するタラ・バンドゥ儀式が実施された (懂帝汶、2025)。この儀式は、若年層の衝突や報復的暴力を抑止するため、共同体が合意した禁止事項と制裁を明確化し、地域の平和と安定を回復することを目的としていた。伝統指導者は、タラ・バンドゥが若者に対して「冷静さ」「協調」「隣人との友好」を促す規範的枠組みであると説明し、若者代表もまた、暴力の連鎖を断ち切るためにこの規範を自ら提案したと述べている。警察当局は、同地域が長年「暴力の高リスク地域」とみなされてきたことを踏まえ、

⁵⁵ Belun & The Asia Foundation. (2013). *Tara Bandu: Its Role and Use in Community Conflict Prevention in Timor-Leste*.

⁵⁶ 宮澤尚里 (2010) 「紛争後の国家における環境資源管理と慣習法の役割」『アジア法学研究』他

タラ・バンドゥが若者による犯罪行為の減少に寄与する可能性を評価している。これらの動きは、タラ・バンドゥが少年非行の抑止において、地域社会の合意形成と象徴的規範の可視化を通じて重要な役割を果たし得ることを示す具体的事例である。

他方で、タラ・バンドゥの適用には課題も指摘されている。Wassel は、人権保障や周縁化された人々の参加に課題が残るとし、Costa, Irianto & Siscawati (2017)、UNDP (2011)、Asia Foundation の複数年調査は、女性の発言・参加に対する社会的抵抗が依然として高く、非公式制度が必ずしも弱者の正義アクセスを保障しないことを明らかにしている⁵⁷。法制度面では、環境基本法(2012)や村長法(2009)がタラ・バンドゥの適用に一定の法的根拠を与えているものの、その内容や手続には地域差が大きく、制度としての統一性には欠ける。

これらの知見は、タラ・バンドゥが社会規範形成と紛争抑止において重要な役割を果たす一方で、少年犯罪への具体的適用、未成年者の法的主体性、家族責任構造、国家法との相互作用といった少年法上の論点が十分に検討されてこなかったことを示している。本研究はこれらの課題に焦点を当て、タラ・バンドゥが若年層の行動規範形成および非行抑止にどのように寄与し得るのかを再評価する。

後節では、タラ・バンドゥが少年犯罪を含む逸脱行為に対してどのように機能するのか、その基本的性質、実施のあり方、未成年と女性の位置づけ、そして意義と限界について分析する。

第2節 タラ・バンドゥの基本的性質

第1項 定義と概念

タラ・バンドゥ (Tara Bandu) は、東ティモールの地方コミュニティにおいて広く用いられる伝統的規範であり、共同体の合意に基づいて制定される社会的契約としての性質を持つ。Belun・Asia Foundation (2013) は、タラ・バンドゥを自然資源管理、社会関係の調整、動物管理の三領域に分類しているが、少年犯罪に関連する規制は主として人間同士の相互作用に関する領域に位置づけられる。タラ・バンドゥは、共同体内部の紛争予防、暴力抑止、社会的秩序の維持を目的とし、地域社会が自らの規範を明確化するための制度として機能している⁵⁸。

宮澤・宮澤 (2017) が示すように、タラ・バンドゥは村落規範としての性格を持ち、コミュニティの生存と秩序維持に直接関わる。たとえば、アイレウ県ファダブロコ村で2011年に制定された村規則では、暴力、不法伐採、家畜窃盗、脅迫、中傷、「黒魔術」の使用などの重大な違反行為と、農作物の窃盗や野生動物の捕獲などの軽微な違反行為が区別され、それぞ

⁵⁷ Costa, D., Irianto, S., & Siscawati, M. (2017). Women's position in Tara Bandu. *Asia Pacific Journal of Anthropology*

⁵⁸ Asia Foundation. (2013). *Timor-Leste Law and Justice Survey 2013*.

れに対応する罰金額や物資による制裁が明確に規定されている。このように、タラ・バンドゥは共同体の価値観と生活実践に根ざした規範体系として、逸脱行為の抑止に寄与している⁵⁹。

第2項 タラ・バンドゥの正統性

まず、宮澤・宮澤の報告（2017）にあるように、同国の憲法は慣習法について第2条第4項に「国は、憲法又は特に慣習法について規定するいかなる法令の規定に反しない規範や慣習を承認し、かつ尊重する」とある。その上で、タラ・バンドゥの正統性は、国家の実定法とは異なる独自の基盤に支えられている。第一に、タラ・バンドゥはコミュニティ構成員による集合的な討議と合意形成を通じて制定されるため、規範に対する主体性（ownership）が確保される。この主体性こそが、外部から押し付けられた規制とは異なり、タラ・バンドゥが実効性を持つ主要な理由である（宮澤 2010）⁶⁰。

第二に、タラ・バンドゥはリサン（この文脈での意味は「伝統」）に根ざしており、過去の前例と祖先の知恵を参照することで文化的正統性を獲得する。宮澤・宮澤（2017）は、リア・ナイン（Lia Nain）や長老委員会が村落における出来事の記憶を継承し、タラ・バンドゥの制定と執行において前例を参照する基盤を提供している点を強調している⁶¹。

第三に、タラ・バンドゥは lulik（神聖なもの）の概念と結びつき、精神的・超自然的制裁の可能性を含む。違反者はコミュニティだけでなく精神世界からも制裁を受けると信じられており（Casquilho & Martins 2021）、この精神的権威は「聖なる家」と呼ばれる「ウマ・ルリック（Uma Lulik）」に宿る祖霊信仰と密接に関連している。

第四に、タラ・バンドゥは公式の儀式を通じて共同体の合意として認知される。儀式には動物の生贄、祈り、食事の共有などが含まれ、規範に神聖性と拘束力を付与する。UNDP や Asia Foundation の調査が示すように、タラ・バンドゥは単なる禁忌ではなく、共同体の合意に基づく社会規範を可視化する仕組みとして機能し、特に暴力を伴う少年犯罪の抑止において重要な役割を果たしている。

象徴物としてのモニュメントは、タラ・バンドゥの正統性を視覚的に表現する中心的要素である。水牛の頭骨は最も権威のある象徴物とされ、殺人や暴力、土地侵害といった重大な禁止事項を示す際に用いられる。水牛は共同体の富や威信、儀礼的価値を象徴するため、若年層による暴力行為の抑止に強いメッセージを発する。頭骨は竹や木製の柱に掲げられ、村の中心部や道路沿いに設置されるほか、椰子の葉や伝統織物（tais）などの装飾が神聖性を付与する。家畜の骨や角は制裁の重さを象徴し、地域によってはナイフや槍を模した木製の象徴物が加えられることで、暴力行為の禁止が直接的に示される。

⁵⁹ 宮澤哲・宮澤尚里（2017）「東ティモールの和解・調停プロセスにおける慣習法の適用」研究論文。

⁶⁰ 宮澤尚里（2010）「紛争後の国家における環境資源管理と慣習法の役割」『アジア法学研究』

⁶¹ 宮澤哲・宮澤尚里（2017）「東ティモールの和解・調停プロセスにおける慣習法の適用」研究論文。

第3項 秩序維持のメカニズム

タラ・バンドゥは、村落における規範を明示し、違反者に対して罰金、労働、補償などの制裁を課すことで秩序を維持する。制裁は重大性に応じて段階的に適用され、懲罰ではなく損害の修復と関係の回復を目的とする。宮澤・宮澤（2017）が示すように、ファダブロコ村の村規則では、集落レベルでの解決と村レベルでの解決で罰金額が異なり、また罪の重さに応じて提供する動物の種類が明確に区別されている。これにより、タラ・バンドゥは共同体内部の紛争を迅速かつ文化的に適合した方法で処理し、社会的調和を維持する役割を果たしている⁶²。

第4項 現代的適応と混交性

2002年の独立以降、タラ・バンドゥは伝統的要素と現代的要素が混交した制度として再構築されている。Costa, Irianto & Siscawati（2017）は、独立後のタラ・バンドゥを国際法、国家法、慣習法が交錯するハイブリッドな制度として位置づけている。近年の傾向として以下が挙げられる⁶³。

第一に、文書化の進展が挙げられる。伝統的には口頭で伝承されていたタラ・バンドゥが、近年では文書化される傾向にあり、エルメラ、ベコラ、ダウデレなどの事例が報告されている（Belun・Asia Foundation 2013）。宮澤・宮澤（2017）は、文書化が透明性と正当性を高める一方、口承文化における柔軟性を損なう可能性を指摘している⁶⁴。

第二に、NGO と国際機関の関与がある。Miyazawa（2011）は、紛争後の東ティモールにおいて NGO が国家とコミュニティの間をつなぐ仲介主体として機能し、調停技術や資源管理の知識提供を通じてコミュニティの能力強化を支えてきた点を指摘する。他方で、外部の価値観が慣習法の正統性を損なう可能性や、プロジェクト依存による持続性の課題も指摘されている⁶⁵。

第三に、政府の公式認可が進んでいる。多くのタラ・バンドゥは行政官や警察の立会いの下で公式化され、国家権威からの一定の承認を得ている。ファダブロコ村の村規則が複数の行政機関の署名により承認されている事例はその典型である。

第四に、カトリック教会の関与が挙げられる。タラ・バンドゥの儀式にはカトリックの要素が組み込まれることが多く、アニミズム的儀礼とカトリック儀礼が混在する複層的な儀式へと進化している。

⁶² 宮澤哲・宮澤尚里（2017）「東ティモールの和解・調停プロセスにおける慣習法の適用」研究論文。

⁶³ Costa, D., Irianto, S., & Siscawati, M. (2017). Women's position in Tara Bandu. *Asia Pacific Journal of Anthropology*

⁶⁴ 宮澤哲・宮澤尚里（2017）「東ティモールの和解・調停プロセスにおける慣習法の適用」研究論文。

⁶⁵ Miyazawa, N. (2011). Post-conflict assistance. In *Harnessing Natural Resources for Peacebuilding*.

第3節 タラ・バンドゥによる少年犯罪規制の実態と課題

第1項 少年犯罪に対するタラ・バンドゥの適用領域

タラ・バンドゥは、地域社会における暴力行為、財産侵害、対人トラブルなど、少年が関与しやすい逸脱行為に対して広く適用されている。特に農村部では、公式な司法制度へのアクセスが地理的・経済的に制約されるため、タラ・バンドゥが少年犯罪の一次的な対応メカニズムとして機能することが多い。Belun・Asia Foundation（2013）が示すように、タラ・バンドゥは共同体内部の暴力抑止に強い効果を持ち、若年層の衝突や報復的暴力を抑えるための規範的枠組みとして活用されている⁶⁶。

前述のオイクシ Numbe 村の事例（2025年）は、少年・若者による暴力行為が深刻化した状況に対し、タラ・バンドゥが共同体の合意形成を通じて規範を再構築し、若年層の行動変容を促す手段として機能した典型例である。若者自身が規範形成に参加した点は、タラ・バンドゥが単なる伝統的規制ではなく、若年層の主体性を取り込む柔軟な制度であることを示している。

第2項 少年の法的主体性と家族責任構造

タラ・バンドゥにおける少年の位置づけは、国家法における個人責任の概念とは異なり、家族単位の責任構造に基づいている。少年が犯罪行為に関与した場合、その責任は少年個人に限定されず、家族全体が補償や儀礼への参加を通じて責任を負う。この構造は、リサンに基づく共同体中心の価値観を反映しており、少年の行為が家族の名誉や社会的関係に影響を及ぼすという認識に基づいている。

少年の行為が家族の社会的評価に直結するため、家族が積極的に調停や補償に関与することが、少年の再統合にとって重要な役割を果たす（宮澤 2019）⁶⁷。他方で、この家族責任構造は、少年本人の主体性や権利が十分に考慮されない可能性を含んでおり、国家法が求める「子どもの最善の利益」との整合性が課題となる⁶⁸。

第3項 タラ・バンドゥによる規範形成と若者の行動変容

タラ・バンドゥは、共同体の合意を象徴的に可視化することで、若者の行動規範形成に強い影響を与える。特に、モニュメントとして掲げられる水牛の頭骨や伝統織物（tais）は、共同体が共有する価値観と制裁の重さを視覚的に示し、若者に対して強い抑止効果を持つ。これらの象徴物は、暴力行為や報復行為が共同体の秩序を脅かす重大な違反であることを明確に伝える役割を果たしている。

⁶⁶ Belun & The Asia Foundation. (2013). *Tara Bandu: Its Role and Use in Community Conflict Prevention in Timor-Leste*.

⁶⁷ 宮澤哲 (2019) 「平和構築と伝統的ガバナンス：東ティモールの復興過程において伝統的司法・規範が果たした役割に関する考察」

⁶⁸ 宮澤哲 (2019) 「平和構築と伝統的ガバナンス：東ティモールの復興過程において伝統的司法・規範が果たした役割に関する考察」

また、タラ・バンドゥの制定過程に若者が参加する場合、規範が外部から押し付けられたものではなく、自らが関与した合意として認識されるため、遵守意識が高まりやすい。宮澤・宮澤（2017）は、若者の参加が規範の内面化を促し、暴力行為の減少に寄与する可能性を示唆している⁶⁹。

第4項 国家法との相互作用と制度的課題

タラ・バンドゥは、国家法が十分に機能しない地域において、少年犯罪への対応を補完する役割を果たしている。しかし、国家法との関係には複数の課題が存在する。第一に、タラ・バンドゥの制裁は補償と和解を中心とするため、原則重大犯罪に対しては国家司法が管轄することとしているが、対応が不十分となる可能性がある。⁷⁰第二に、タラ・バンドゥの手続は地域差が大きく、国家法が求める手続的保障（due process）や子どもの権利保障と整合しない場合がある。第三に、タラ・バンドゥが公式化される過程で行政官や警察が関与することは制度的統合の可能性を示す一方、伝統的権威と国家権力の関係が不明確なまま運用される場合には、責任の所在が曖昧になる危険性がある。

これらの課題は、タラ・バンドゥを少年司法制度の一部として位置づける際に不可避の論点であり、国家法と伝統的ガバナンス機構の役割分担を再検討する必要性を示している。

第5項 意義と限界

タラ・バンドゥは、共同体の合意形成と象徴的規範の可視化を通じて、少年犯罪の抑止と若者の行動規範形成に重要な役割を果たしている。他方で、ジェンダー暴力や児童虐待などの事案においては、伝統的権威構造の問題も残され、国際人権基準との整合性が課題となっている。

このように、タラ・バンドゥは少年犯罪への対応において一定の有効性を持つものの、その限界を踏まえた制度的補完が必要である。本章の分析は、タラ・バンドゥが若年層の行動規範形成に果たす役割を認識するとともに、国家法との相互補完的關係を構築するための課題を明らかにするものである。

第4節 章末まとめ

本章では、タラ・バンドゥ（Tara Bandu）とナヘ・ビティ（Nahe Biti）という東ティモールの伝統的ガバナンス機構が、少年犯罪を含む逸脱行為に対してどのように機能しているのかを検討した。第1節では、タラ・バンドゥが共同体の合意形成に基づく社会的契約として、地域社会の規範形成と暴力抑止に重要な役割を果たしていることを示した。特に、2025年のNumbeコミュニティの事例は、若者自身が規範形成に参加し、暴力の連鎖を断ち切るためにタラ・バンドゥを活用した点で、同制度の柔軟性と現代的適応力を象徴するものであつ

⁶⁹ 宮澤哲・宮澤尚里（2017）「東ティモールの和解・調停プロセスにおける慣習法の適用」研究論文。

⁷⁰ この点は、法務省幹部へのインタビューでも、地方行政（村長）へのインタビューでも明らかであった。

た。

第2節では、タラ・バンドゥの基本的性質として、伝統的正統性、精神的権威、儀礼的拘束力、そして文書化や政府・NGOの関与といった現代の変容を整理した。タラ・バンドゥは、自然資源管理から対人関係の調整まで幅広い領域に適用されるが、少年犯罪に関しては主として暴力抑止と社会的規範の可視化を通じて機能している。象徴物としての水牛の頭骨や伝統織物（tais）は、共同体の価値観を視覚的に示し、抑止効果を持つ点が確認された。

第3節では、タラ・バンドゥが少年犯罪に対して果たす具体的役割を分析した。タラ・バンドゥは、共同体の合意形成を通じて規範を明確化し、若者の行動変容を促す制度として機能する。他方で、少年の行為が家族単位の責任として扱われる点は、国家法が求める個人責任原則とは異なる構造を持ち、子どもの権利保障との整合性が課題となることも明らかになった。

しかし、両制度には共通する限界も存在する。ジェンダー暴力や児童虐待などの事案においては、被害者の権利が十分に保護されない可能性があり、国際人権基準との整合性が課題となる。また、伝統的権威構造が女性や若者の参加を制限する点もある点も指摘されている。さらに、重大犯罪に対してはタラ・バンドゥや後述するナヘ・ビティのみでは対応が困難であり、国家法との連携が不可欠である。

総じて、タラ・バンドゥとナヘ・ビティは、東ティモールの法多元的状况において少年犯罪への対応を補完する重要な制度である。両制度は、共同体の価値観に基づく規範形成と関係修復を通じて、若者の行動規範形成と社会的再統合に寄与している。他方で、国家法との整合性、手続的保障、弱者の権利保護といった課題が残されており、今後は伝統的ガバナンス機構と国家制度の相互補完的関係をいかに構築するかが重要な政策課題となる。

第4章 ナヘ・ビティによる修復的儀式と少年加害者の更生プロセス

ナヘ・ビティ (Nahe Biti) は、東ティモールの伝統的ガバナンス機構において、紛争解決を中心とする重要な手続として長い歴史を有する。その語源は「絨毯を広げる」を意味し、対立当事者がマットの上に座し、長老やリア・ナインの仲介のもとで対話を通じて和解を図る儀礼的プロセスを指す。しかしその機能は紛争調停にとどまらず、婚約式、家族間の合意形成、土地境界の確認、共同体の重要事項の決定など、多様な社会的場面で公的確認の役割を担ってきた。この多用途性は、ナヘ・ビティが共同体の秩序を象徴的に再構築する制度であることを示している。

Babo-Soares (2004) は、ナヘ・ビティの目的を単なる紛争解決ではなく、共同体全体の調和と安定の回復に置くべきだと指摘する。すなわち、ナヘ・ビティは個別事案の調停を超え、共同体の社会的秩序を再確認し、社会関係を再定義する儀礼的行為として理解されるべきである⁷¹。

ナヘ・ビティの文化的基盤には、リサン (Lisan) に根ざした祖霊信仰と前例主義がある。リア・ナインは「言葉の者」として共同体の記憶を継承し、過去の紛争事例や儀礼の前例を参照しながら調停を導く (宮澤・宮澤 2017)。彼らは単なる司祭や調停者ではなく、共同体の歴史と規範を体現する存在であり、その権威は祖霊との媒介者としての役割に由来する。この文化的基盤は、ナヘ・ビティが合理的交渉の場であると同時に、共同体の精神的秩序を再確認する儀礼的行為として機能する理由を説明する⁷²。

ナヘ・ビティは民族言語グループによって名称や細部に差異があるものの、対話、補償、儀礼的和解、公的確認という基本構造は広く共有されている。植民地期やインドネシア占領期にも抑圧を受けつつ継続され、独立後には国家制度の未整備を補完する形で再評価され、難民の再統合や地域社会の関係修復において重要な役割を果たしたことが報告されている。

こうした歴史的・文化的基盤は、ナヘ・ビティが少年犯罪の調停においても有効に機能する理由を理解するうえで不可欠である。少年の行為は共同体の名誉や社会関係に影響を及ぼすと捉えられるため、ナヘ・ビティは単なる紛争処理ではなく、少年本人・家族・被害者・共同体の関係性を再構築する儀礼的プロセスとして作用する。また、婚約式や家族間の合意形成に用いられる性質は、少年犯罪の調停においても共同体全体の合意を公的に確認し、少年の社会的再統合を支える基盤として機能する。

本章では、これらの文化的基盤を踏まえつつ、ナヘ・ビティが少年犯罪を含む具体的事案においてどのように機能し、その意義と限界がどこにあるのかを事例を通じて検討する。

⁷¹ Babo-Soares, D. (2004). Nahe biti: The philosophy and process of grassroots reconciliation.

⁷² 宮澤哲・宮澤尚里 (2017) 「東ティモールの和解・調停プロセスにおける慣習法の適用」 研究論文

第1節 ナヘ・ビティ手続の構造

ナヘ・ビティは、東ティモールの伝統的ガバナンス機構において紛争解決と社会的合意形成の中心的手続として機能しており、その構造は共同体の歴史的記憶、祖霊信仰、儀礼的秩序に支えられた複層的なプロセスである。特に少年犯罪を扱う場合、この手続構造は少年の行動変容と共同体への再統合を促す重要な役割を果たす。

調停は村長や長老、リア・ナインが当事者と家族を召集することから始まる。召集は共同体が問題を公的に扱う意思を示す象徴的行為であり、場としてウマ・ルリック（聖なる家）が選ばれることもある。マツト（biti）を広げる行為は共同体の秩序を象徴的に再構築する儀礼であり、少年がその上に座することは共同体規範への回帰を意味する。

ナヘ・ビティの中心は当事者間の対話である。長老やリア・ナインは前例や共同体規範を参照しつつ主張を整理し、事実関係を確認する。この過程では単なる事実認定ではなく、行為の意味づけが共同体の価値観に基づいて行われる。少年犯罪の場合、長老が行為の問題点や規範を説き、教育的指導を行う点が特徴である（Babo-Soares 2004）⁷³。

事実関係が整理されると補償内容が決定される。補償は懲罰ではなく損害修復と関係回復を目的とし、家畜や現金、労働など多様である。少年犯罪では家族全体が補償の主体となり、家族責任構造が少年の再統合を支える。

補償が合意されると祈りや食事の共有、供儀などの儀礼が行われ、共同体が当事者を再び受け入れることを公的に確認する。少年にとっては共同体への再統合を象徴する重要なプロセスであり、修復的司法の理念と一致する。

ナヘ・ビティは地域や事案に応じて柔軟に運用され、少年の年齢や成熟度に応じて教育的指導が調整される。婚約式や家族間合意形成に用いられる性質は、少年犯罪の調停においても共同体全体の合意形成を支える。

第2節 ナヘ・ビティの少年犯罪への具体的適用

少年は単独の主体ではなく家族単位で調停に臨む。行為が家族の名誉に影響するというリサンの価値観に基づき、補償や儀礼には家族全体が関与する。家族の積極的関与は少年の行動変容と再犯防止に寄与する（宮澤 2019）⁷⁴。長老やリア・ナインは前例やコミュニティの歴史を引用しながら、行為の問題点と規範を少年に説く。これは共同体の記憶と価値観を共有する行為であり、少年が共同体の一員としての自覚を取り戻す契機となる。補償は地域差があるものの、目的は損害修復と関係回復にある。儀礼的和解では共同体が少年を再び受け

⁷³ Babo-Soares, D. (2004). Nahe biti: The philosophy and process of grassroots reconciliation.

⁷⁴ 宮澤哲 (2019) 「平和構築と伝統的ガバナンス：東ティモールの復興過程において伝統的司法・規範が果たした役割に関する考察」

入れることを確認し、修復的司法の理念を体現する⁷⁵。

ナヘ・ビティは婚約式などにも用いられる制度であるため、少年犯罪の調停でも共同体全体の合意を公的に確認する機能を持つ。若者が調停に参加する場合、規範が自ら関与した合意として内面化されやすい。ナヘ・ビティは国家法を補完する役割を果たすが、手続的保障の不十分さや権利保護の課題が指摘される。重大犯罪では国家制度との併用が増えており、両者が相互補完的關係を構築し得ることが示されている。

第3節 ナヘ・ビティの意義と限界

ナヘ・ビティは修復的司法の理念と親和性が高く、補償や儀礼的和解を通じて関係性を再構築する。婚約式などの合意形成にも用いられる制度であるため、少年犯罪の調停でも共同体全体の合意を公的に確認する機能を持つ。タラ・バンドゥが規範の可視化と抑止を担うのに対し、ナヘ・ビティは規範の内面化と関係修復を担い、両者は補完的である。国家制度が十分に機能しない地域では迅速かつ文化的に適合した手段としても重要である。

一方で、手続的保障の不十分さ、少年の意見表明の制限、家族責任構造による主体性の埋没など、子どもの権利保障の観点から課題がある。また、伝統的権威者が中心となるため女性や若者の参加が制限される場合があり、ジェンダー暴力や児童虐待事案では国際基準との整合性が問題となる。

第4節 章末まとめ

本章では、ナヘ・ビティが東ティモールの慣習法体系において果たす役割を、歴史的背景、文化的基盤、手続構造、少年犯罪への適用という観点から検討した。ナヘ・ビティは紛争解決にとどまらず、共同体の秩序を再構築し社会関係を修復する儀礼的制度である。召集、対話、補償、儀礼的和解というプロセスは祖霊信仰と歴史的記憶に支えられ、少年犯罪の調停においても家族責任構造と教育的指導を通じて行動変容と再統合を促す。

他方で、手続的保障や権利保護の課題、重大犯罪への対応などの限界も存在する。ナヘ・ビティはタラ・バンドゥとともに東ティモールの法多元主義における少年犯罪対応の中核を構成しており、次章ではこれらの制度が実際の事例でどのように運用されているのかを検討する。

⁷⁵ 宮澤哲 (2019) 「平和構築と伝統的ガバナンス：東ティモールの復興過程において伝統的司法・規範が果たした役割に関する考察」

第5章 東ティモールにおける少年犯罪者更生プログラムの実定法と伝統的ガバナンス機構的实践

本章では、東ティモールにおける少年犯罪者の更生が、都市部と地方部で大きく異なる制度的・社会的文脈の中で展開されている点を明らかにする。都市部では、家庭事件を扱う地方裁判所や社会福祉省（MSSI）を中心とする実定法に基づく更生プログラムが整備されている一方、地方部では、タラ・バンドゥ（Tara Bandu）やナヘ・ビティ（Nahe Biti）といった伝統的ガバナンス機構が少年の行動規範形成および再統合の中心的役割を果たしている。こうした二重構造は、東ティモールの法多元的状况を反映しており、少年の更生過程を理解するうえで不可欠の視点となる。

第1節 分析の目的と方法

本節では、都市部と地方部の更生実践を比較するための目的と方法を整理した。都市部では国家制度に基づく更生プログラムが中心となり、地方部では伝統的ガバナンス機構が主要な役割を果たすという構造的差異が存在する。本章の目的は、この差異が少年の行動規範形成、再統合、権利保障にどのような影響を与えているのかを明らかにする点にある。

分析は、著者が2019年に実施したフィールドワーク、UNDP・UNICEF・Asia Foundation等の調査報告、既存研究に基づいて行う。制度的枠組み、規範形成の方法、再統合のメカニズム、権利保障の観点を中心に視点として比較分析を進める。

第2節 都市部における実定法的更生プログラム

都市部では、家庭事件を扱う地方裁判所やMSSIを中心とする実定法に基づく更生プログラムが運用されている。保護観察、カウンセリング、学校復帰支援などの措置は、少年の権利保障を前提に、個別事情に応じた支援を提供することを目的としている。また、国際機関やNGOが心理的ケアや教育支援を担い、国家制度を補完している。

しかし、政府が更生のために投入できる人的・財政的リソースは極めて限られており、ケースワーカーの慢性的不足やプログラム継続性の脆弱さが制度の実効性を大きく制約している。家庭事件を扱う地方裁判所でも少年事件に特化した専門職員が不足しており、個別対応が困難となる場合がある。さらに、政府予算の制約から、カウンセリングや学校復帰支援などの更生プログラムが十分に拡充されず、NGOや国際機関の支援に依存せざるを得ない状況が続いている。

都市部ではUNICEF、Plan International、司法アクセス支援団体などが心理的ケア、教育支援、家族支援、学校復帰プログラムを提供し、国家制度の不足を補っている。他方で、外部支援への依存はプログラムの持続可能性を不安定にし、政府の制度的能力の脆弱さを浮き彫りにしている。

また、都市部は地方からの人口移動が多く、コミュニティの結束が相対的に弱いため、少

年が日常生活の中で規範を再確認し、社会的関係を再構築する機会に限られる。制度的支援が整備されている一方で、家庭や近隣社会による再統合支援が得にくい点は、都市部の更生プログラムが抱える構造的課題であり、コミュニティの合意形成を通じて規範の内面化を促す地方部の伝統的ガバナンス機構とは対照的である。

以上のように、都市部における少年犯罪者の更生は、実定法に基づく制度的枠組みを中心に展開されているが、その効果は政府のリソース制約、家庭環境、学校制度、社会的ネットワークなどの要因に大きく左右される。次節では、これとは対照的に、地方部における伝統的ガバナンス機構を基盤とした更生実践を検討し、両者の差異が少年の行動変容および再統合にどのような影響を与えているのかを明らかにする。

第3節 地方部における伝統的ガバナンス機構による更生実践

東ティモールの地方部においては、少年犯罪者の更生が主として伝統的ガバナンス機構に依拠して行われている。タラ・バンドゥ（Tara Bandu）やナヘ・ビティ（Nahe Biti）は、前章で検討したとおり、規範形成、紛争解決、合意形成を担う制度として長い歴史を有しており、国家制度が十分に浸透していない地域においては、少年の行動規範形成および再統合の中心的役割を果たしている。地方部では、地理的条件や行政機能の限界により、都市部のような実定法に基づく更生プログラムへのアクセスが制約されるため、伝統的ガバナンス機構が事実上の一次的対応として機能している。

地方部における更生実践の特徴として、まず、コミュニティの規範と価値観が少年の行動評価に影響する点が挙げられる。少年の行為は個人の問題としてではなく、家族の名誉やコミュニティの秩序に影響を及ぼすものとして理解されるため、調停には家族全体が関与し、責任を共有する構造が形成される。タラ・バンドゥは、禁止事項や罰則を明確化することでコミュニティの規範を可視化し、少年の行動に対して抑止的効果を持つ。他方、ナヘ・ビティは、対話、補償、儀礼的和解を通じて関係性を再構築する制度であり、少年がコミュニティの規範を内面化し、再び受け入れられるための象徴的プロセスとして機能する。

地方部では、伝統的権威者である長老やリア・ナインが少年に対して直接的な教育的指導を行う。彼らはコミュニティの記憶と規範を体現する存在であり、過去の前例や祖霊の教えを引用しながら、少年に対して行動の意味と責任を説く。この教育的側面は、制度的支援が中心となる都市部とは異なり、少年の行動変容に対して影響力を持ち、更生の要素となる。

もっとも、地方部の更生実践にも課題が存在する。伝統的ガバナンス機構はコミュニティの規範に基づいて運用されるため、手続的保障が十分に確保されない場合がある。少年本人の意見表明の機会が限定されることや、家族責任構造の下で少年の主体性が埋没する可能性は、権利保障の観点から問題となり得る。また、ジェンダーや権力構造の影響により、被害者の声が十分に反映されない場合もある。

それでもなお、地方部における伝統的ガバナンス機構は、少年の更生において重要な役割

を果たしている。儀礼的和解を通じて関係性を再構築し、コミュニティ全体が少年の再統合を支える構造は、都市部の制度的アプローチとは異なる形で少年の行動変容に影響している。地方部の更生実践は、国家制度が十分に機能しない状況において、社会的秩序の維持と少年の再統合を可能にする重要なメカニズムである。

第4節 都市部と地方部の比較分析

本節では、都市部における実定法に基づく更生プログラムと、地方部における伝統的ガバナンス機構を基盤とした更生実践を比較し、両者の差異が少年の行動規範形成および再統合にどのような影響を与えているのかを検討する。前節までの分析から明らかなように、東ティモールの少年司法は、国家制度と伝統的ガバナンス機構が併存する法多元的状况にあり、地域によって更生のプロセスが大きく異なる。本節では、制度的枠組み、規範形成の方法、再統合のメカニズム、権利保障の観点から、都市部と地方部の実践を総合的に比較する。

都市部における更生は、家庭事件を扱う地方裁判所や社会福祉省（MSSI）を中心とする制度的枠組みに依拠している。少年の処遇は裁判所の判断に基づき、保護観察、カウンセリング、学校復帰支援などの措置が組み合わされる制度はある。これらの措置は、少年の権利保障を前提とし、個別の事情に応じた支援を提供することを目的としている。しかし、政府が更生のために割くことのできる人的・財政的リソースは極めて限られており、ケースワーカーの不足やプログラムの継続性の脆弱さが制度の実効性を制約している。また、都市部では人口移動が多く、コミュニティの結束が相対的に弱いため、少年が日常生活の中で規範を再確認し、社会的関係を再構築する機会が限定されるという課題も存在する。

これに対し、地方部における更生は、タラ・バンドゥ（Tara Bandu）やナヘ・ビティ（Nahe Biti）といった伝統的ガバナンス機構を中心に展開される。地方部では、少年の行為が家族の名誉やコミュニティの秩序に影響を及ぼすものとして理解されるため、調停には家族全体が関与し、責任を共有する構造が形成される。タラ・バンドゥは規範の可視化と抑止を担い、ナヘ・ビティは対話、補償、儀礼的和解を通じて関係性を再構築する制度として機能する。これらのプロセスは、少年がコミュニティの規範を内面化し、再びコミュニティに受け入れられるための象徴的かつ実践的な役割を果たしている。地方部では、伝統的権威者による教育的指導が少年の行動変容に強い影響を与え、儀礼的和解が再統合の中心的契機となる。

都市部と地方部の差異は、規範形成の方法においても顕著である。都市部では、規範は法令や制度に基づき外在的に提示されるのに対し、地方部では、規範はコミュニティの歴史的記憶や祖霊信仰に根ざした内在的な価値として共有される。したがって、少年が規範を理解し、行動を修正するプロセスは、都市部では制度的支援を通じて、地方部では慣習的实践を通じて進められるという違いが生じる。

さらに、再統合のメカニズムにも大きな差異が見られる。都市部では、学校復帰や職業訓

練など制度的支援が中心となるが、家庭環境の不安定さや社会的ネットワークの弱さが再統合を妨げる場合がある。他方、地方部では、慣習的和解を通じてコミュニティ全体が少年の再統合を公的に確認するため、社会的関係の再構築が比較的円滑に進む傾向がある。ただし、地方部の実践は手続的保障が十分に確保されない場合があり、少年の権利が十分に保護されない可能性がある点は看過できない。

以上の比較から、都市部と地方部の更生実践は、それぞれ異なる強みと課題を有していると考えられる。都市部は制度的支援に基づく権利保障を強みとする一方、リソース制約や社会的ネットワークの脆弱さが課題となる。地方部はコミュニティの結束と儀礼的实践を強みとするが、手続的保障への対応に限界がある。次節では、これらの比較分析を踏まえ、東ティモールにおける少年犯罪者更生のあり方について総括的な考察を行う。

第5節 章末まとめ

本章では、東ティモールにおける少年犯罪者の更生が、都市部と地方部で大きく異なる制度的・社会的文脈の中で展開されている点を明らかにした。都市部では、家庭事件を扱う地方裁判所や社会福祉省（MSSI）を中心とする実定法に基づく更生プログラムが整備されている一方、地方部では、タラ・バンドゥ（Tara Bandu）やナヘ・ビティ（Nahe Biti）といった伝統的ガバナンス機構が少年の行動規範形成および再統合の中心的役割を果たしている。両者は、制度的基盤、規範形成の方法、再統合のメカニズム、さらには権利保障の観点において大きく異なる特徴を有している。

都市部の更生プログラムは、少年の権利保障を前提とし、個別の事情に応じた支援を提供することを目的としている。しかし、政府が更生のために割くことのできる人的・財政的リソースは極めて限られており、ケースワーカーの不足やプログラムの継続性の脆弱さが制度の実効性を制約している。また、都市部では人口移動が多く、コミュニティの結束が相対的に弱いため、少年が日常生活の中で規範を再確認し、社会的関係を再構築する機会が限定されるという課題も存在する。制度的支援が整備されているにもかかわらず、家庭環境の不安定さや学校制度との接続の弱さが更生を妨げる場合も少なくない。

これに対し、地方部では、伝統的ガバナンス機構が少年の更生において中心的役割を果たしている。タラ・バンドゥはコミュニティの規範を可視化し、少年の行動に対して抑止的効果を持つ。他方、ナヘ・ビティは対話、補償、儀礼的和解を通じて関係性を再構築する制度として機能し、少年がコミュニティの規範を内面化し、再び受け入れられるための更生プロセスを提供する。地方部では、家族責任構造やコミュニティの名誉といった価値観が少年の行動に強く影響し、伝統的権威者による教育的指導が行動変容に大きな役割を果たす。これらの特徴は、都市部の制度的アプローチとは異なる形で少年の更生に寄与していると考えられる。

もっとも、地方部の実践には手続的保障の不十分さや権力構造の偏りといった課題が存在

し、重大犯罪への対応には公式制度との連携が必要である。したがって、地方部の伝統的ガバナンス機構は、少年の更生において重要な役割を果たしつつも、国家制度との連携が不可欠である。

以上の検討から、東ティモールの少年犯罪者更生は、都市部と地方部の双方において異なる強みと課題を有しており、両者を相互補完的に位置づけることが必要である。都市部の制度的支援は権利保障と専門的介入を可能にし、地方部の伝統的ガバナンス機構は規範の内面化と社会的関係の修復を促す。今後の少年司法の発展においては、これら二つのアプローチを対立的に捉えるのではなく、地域の実情に応じて適切に組み合わせることが求められる。

第6章 実定法と伝統的ガバナンス機構の相互補完性

本章は、これまでの分析を総合し、東ティモールの少年司法における実定法と伝統的ガバナンス機構（タラ・バンドゥ（Tara Bandu）、ナヘ・ビティ（Nahe Biti））がどのように相互補完的に機能し得るのかを理論的に検討する章である。第3章・第4章で制度的特徴を明らかにし、第5章で都市部と地方部の実践の差異を比較した結果を踏まえ、両者を対立的に捉えるのではなく、少年の行動規範形成・再統合に資する統合的枠組みを提示することが目的である。

第1節 実定法と伝統的ガバナンス機構の相互補完性の必要性

東ティモールの少年司法は、実定法に基づく国家制度と、タラ・バンドゥ（Tara Bandu）やナヘ・ビティ（Nahe Biti）といった伝統的ガバナンス機構が併存する法多元的状况にある。これまでの分析が示すように、都市部では国家制度が中心的役割を果たし、地方部では伝統的ガバナンス機構が少年の行動規範形成および再統合の主要な手段となっている。しかし、両者は単に地域によって使い分けられる制度ではなく、少年の更生を実効的に支えるためには、相互補完的に機能する必要がある。

実定法は、少年の権利保障、手続的公正、国家による責任の明確化といった点で不可欠の役割を果たす。家庭事件を扱う地方裁判所や社会福祉省（MSSI）による処遇決定やケースマネジメントは、少年の個別事情に応じた支援を提供し、再犯防止に向けた制度的枠組みを整備するものである。しかし、政府が更生のために割くことのできる人的・財政的リソースは限られており、制度の実効性はしばしば制約を受けている。また、都市部においても、家庭環境の不安定さや学校制度との接続の弱さが更生を妨げる要因となる。

これに対し、伝統的ガバナンス機構は、コミュニティの規範や価値観に基づき、少年の行動を社会的関係の中で位置づけ直す機能を持つ。タラ・バンドゥは規範の可視化と抑止を担い、ナヘ・ビティは対話、補償、儀礼的和解を通じて関係性を再構築する制度として機能する。これらのプロセスは、少年がコミュニティの規範を内面化し、再び受け入れられるための象徴的かつ実践的な役割を果たす。地方部においては、伝統的権威者による教育的指導が行動変容に強い影響を与え、儀礼的和解が再統合の中心的契機となる。

しかし、伝統的ガバナンス機構は手続的保障が十分に確保されない場合があり、少年の主体性や権利が十分に保護されない可能性がある。また、重大犯罪への対応には国家制度との連携が不可欠である。したがって、伝統的ガバナンス機構は少年の更生において重要な役割を果たしつつも、実定法による補完が必要である。

以上の点から、東ティモールの少年司法においては、実定法と伝統的ガバナンス機構を対立的に捉えるのではなく、両者を相互補完的に組み合わせることが不可欠である。実定法は権利保障と制度的支援を提供し、伝統的ガバナンス機構は規範の内面化と社会的関係の修復、更生を促す。両者が適切に連携することで、少年の行動変容と再統合をより確実に支え

る枠組みが形成される。

第2節 相互補完モデルの構築

東ティモールの少年司法において、実定法と伝統的ガバナンス機構が併存する状況は、単なる制度的二重構造ではなく、少年の行動規範形成および再統合を支える複層的な枠組みとして理解する必要がある。本節では、これまでの分析を踏まえ、両者がどのように相互補完的に機能し得るのかを理論的に整理し、少年の更生に資する統合的モデルを提示する。

実定法は、少年の権利保障と手続的公正を確保するための制度的基盤を提供する。家庭事件を扱う地方裁判所による処遇決定、社会福祉省（MSSI）によるケースマネジメント、学校復帰支援やカウンセリングなどのプログラムは、少年の個別事情に応じた支援を可能にし、再犯防止に向けた制度的枠組みを整備するものである。しかし、政府が更生のために割くことのできる人的・財政的リソースは限られており、制度の実効性はしばしば制約を受ける。さらに、都市部においても、家庭環境の不安定さや学校制度との接続の弱さが更生を妨げる要因となる。

これに対し、伝統的ガバナンス機構は、コミュニティの規範や価値観に基づき、少年の行動を社会的関係の中で位置づけ直す機能を持つ。これらのプロセスは、少年がコミュニティの規範を内面化し、再び受け入れられるための象徴的かつ実践的な役割を果たす。地方部においては、伝統的権威者による教育的指導が行動変容に強い影響を与え、儀礼的和解が再統合の中心的契機となり、更生機会を提供する。

相互補完モデルの構築にあたって重要なのは、両者の役割を明確に区分しつつ、適切に連携させることである。実定法は、少年の権利保障と制度的支援を提供する役割を担い、重大犯罪や家庭内暴力などの問題に対しては国家制度が中心的役割を果たすべきである。他方、伝統的ガバナンス機構は、コミュニティの規範を内面化させ、社会的関係を修復する役割を担う。特に、軽微な犯罪やコミュニティ内部の紛争においては、伝統的ガバナンス機構が迅速かつ文化的に適合した対応を可能にする。

両者の連携は、少年の更生において相乗効果を生む可能性がある。例えば、家庭事件を扱う地方裁判所が処遇決定を行う際に、長老やリア・ナインなどコミュニティの伝統的権威者の意見を参照することや、ナヘ・ビティによる儀礼的和解をプロセスの一部として位置づけることが考えられる。また、タラ・バンドゥによる規範形成が、学校や行政機関との連携を通じて制度的枠組みの中に組み込まれることで、少年の行動規範形成に対する一貫性が高まる可能性がある。

さらに、実定法と伝統的ガバナンス機構の連携は、コミュニティと国家の関係を強化する契機ともなり得る。伝統的ガバナンス機構が国家制度の補完的役割を果たすことで、国家制度への信頼が高まり、少年司法全体の実効性が向上する可能性がある。他方、国家制度が伝統的ガバナンス機構の限界を補完することで、手続的保障や権利保護の観点からの課題が緩

和される。

以上の点から、東ティモールの少年司法においては、実定法と伝統的ガバナンス機構を対立的に捉えるのではなく、両者を相互補完的に組み合わせることが不可欠である。実定法は制度的支援と権利保障を提供し、伝統的ガバナンス機構は規範の内面化と社会的関係の修復を促す。両者が適切に連携することで、少年の行動変容と再統合をより確実に支える枠組みが形成されることが考えられる。

第3節 政策的含意

本節では、実定法と伝統的ガバナンス機構の相互補完性を踏まえ、東ティモールの少年司法における政策的含意を検討する。これまでの分析が示すように、都市部と地方部では少年の更生に関わる制度的・社会的条件が大きく異なり、国家制度と伝統的ガバナンス機構の双方が、それぞれ固有の強みと限界を有している。したがって、少年司法の改善に向けた政策は、両者の特性を踏まえたうえで、地域の実情に応じた柔軟な制度設計を目指す必要がある。

第一に、国家制度の強化が不可欠である。家庭事件を扱う地方裁判所や社会福祉省(MSSI)は、少年の権利保障と手続的公正を担う中心的機関であるが、政府が更生のために割くことのできる人的・財政的リソースは極めて限られている。ケースワーカーの不足、専門的研修の欠如、プログラムの継続性の脆弱さは、制度の実効性を大きく制約している。したがって、国家制度の強化には、人的資源の拡充、専門性の向上、予算措置の安定化が不可欠であり、これらは少年司法全体の基盤を支える政策課題として位置づけられるべきである。

第二に、伝統的ガバナンス機構との制度的連携を強化する必要がある。タラ・バンドゥ(Tara Bandu)やナヘ・ビティ(Nahe Biti)は、地方部において少年の行動規範形成および再統合に重要な役割を果たしているが、手続的保障や権利保護の観点から課題を抱えている。これらの制度を国家制度の中に位置づけるためには、伝統的権威者と行政機関の協働を促進し、儀礼的和解やコミュニティの合意形成を処遇の一部として適切に組み込む枠組みが必要となる。家庭事件を扱う地方裁判所が処遇決定を行う際にコミュニティの意見を参照する仕組みや、ナヘ・ビティの実施を条件付きで認める制度的調整が検討できる。

第三に、都市部と地方部の差異を踏まえた地域別アプローチが求められる。都市部では制度的支援が比較的整備されている一方、社会的ネットワークの脆弱さが再統合を妨げる要因となる。他方、地方部ではコミュニティの結束が強く、儀礼的実践が行動変容に寄与するが、国家制度へのアクセスが制約される。したがって、都市部では家庭環境支援や学校制度との連携強化が、地方部では伝統的ガバナンス機構と国家制度の接続を促進する政策が、それぞれ必要となる。

第四に、少年本人の主体性を尊重する視点が不可欠である。伝統的ガバナンス機構はコミュニティの規範に基づくため、少年の意見表明の機会が限定される場合がある。他方、国家

制度は手続的保障を提供するが、制度的対応が形式的に運用されることで、少年が自らの行動を内面化する機会が十分に確保されない場合もある。したがって、両者の連携においては、少年の主体性を確保しつつ、社会的関係の修復と権利保障を両立させる枠組みが求められる。

第五に、伝統的ガバナンス機構の民主化を促進する必要がある。タラ・バンドゥやナヘ・ビティは、コミュニティの規範形成や紛争解決において重要な役割を果たす一方、長老やリア・ナインといった伝統的権威者が中心となるため、若者や女性の参加が制限される場合がある。ジェンダーや世代間の権力構造が固定化されることで、被害者の声が十分に反映されない可能性や、少年本人の主体性が抑制される危険性も存在する。したがって、伝統的ガバナンス機構の民主化は、単なる制度改革ではなく、コミュニティ内部の意思決定構造をより包摂的なものへと転換する取り組みとして位置づけられるべきである。透明性の向上、手続的公正の確保、ならびに女性・若者を含む多様な社会アクターの参加拡大といった民主化の取り組みは、伝統的ガバナンス機構の正統性を支える基盤であり、その長期的な持続可能性を確保するうえでも不可欠である。

以上の検討から、東ティモールの少年司法における政策的含意として、国家制度の強化、伝統的ガバナンス機構との制度的連携、地域別アプローチの導入、少年の主体性の尊重、そして伝統的ガバナンス機構の民主化という五つの視点が重要であることが明らかとなる。これらの視点を統合することで、実定法と伝統的ガバナンス機構が相互補完的に機能し、少年の行動変容と再統合をより確実に支える制度的枠組みが形成される。

第4節 章末まとめ

本章では、東ティモールの少年司法における実定法と伝統的ガバナンス機構の相互補完性について総合的に検討した。これまでの分析が示すように、タラ・バンドゥ (Tara Bandu) やナヘ・ビティ (Nahe Biti) といった伝統的ガバナンス機構は、コミュニティの規範形成や紛争解決において重要な役割を果たしており、特に地方部においては少年の行動規範形成および再統合の中心的手段となっている。他方、都市部では家庭事件を扱う地方裁判所や社会福祉省 (MSSI) を中心とする実定法に基づく制度的枠組みが整備され、少年の権利保障と手続的公正を担保する役割を担う過程にある。

本章で行った都市部と地方部の比較分析は、両者がそれぞれ固有の強みと限界を有していることを明らかにした。都市部の制度的アプローチは、権利保障と専門的支援を提供する点で不可欠であるが、政府が更生のために割くことのできる人的・財政的リソースは限られており、制度の実効性はしばしば制約を受けている。他方、地方部の伝統的ガバナンス機構は、コミュニティの結束と慣習的实践を通じて規範の内面化と社会的関係の修復を促すが、手続的保障や権力構造の偏りといった課題を抱えている。

本章では、こうした両者の特性を踏まえ、実定法と伝統的ガバナンス機構を対立的に捉え

るのではなく、相互補完的に組み合わせる必要性を指摘した。実定法は権利保障と制度的支援を提供し、伝統的ガバナンス機構は規範の内面化と社会的関係の修復を促す。両者が適切に連携することで、少年の行動変容と再統合を支える枠組みが形成される。

さらに、政策的含意として、国家制度の強化、伝統的ガバナンス機構との制度的連携、地域別アプローチの導入、少年の主体性の尊重に加え、伝統的ガバナンス機構の民主化の促進が重要であることを示した。伝統的ガバナンス機構はコミュニティの規範を体現する制度であるが、その正統性と持続可能性を確保するためには、女性や若者の参加拡大、透明性の向上、手続的公正の確保といった民主化の取り組みが不可欠である。これにより、伝統的ガバナンス機構はより包摂的な制度へと発展し、国家制度との連携においても安定した基盤を提供することが可能となる。

以上の検討から、東ティモールの少年司法における実定法と伝統的ガバナンス機構の関係は、単なる制度的併存ではなく、相互補完的な統合を通じて初めて実効性を持つことが明らかとなった。今後の少年司法の発展においては、両者の強みを活かしつつ、制度的・文化的・社会的側面を総合的に調整することが求められる。これにより、少年の行動規範形成と再統合をより確実に支える持続的な枠組みが構築されることが期待される。

第7章 結論

本研究は、東ティモールにおける少年犯罪者の更生をめぐる制度的・社会的構造を明らかにすることを目的として、実定法に基づく国家制度と、タラ・バンドゥ（Tara Bandu）やナヘ・ビティ（Nahe Biti）を中心とする伝統的ガバナンス機構の双方を分析対象としてきた。東ティモールは、独立以降、国家制度の整備を進めつつも、地域社会に深く根ざした伝統的ガバナンス機構が依然として重要な役割を果たしており、少年司法の領域においても両者は併存し、相互に影響を及ぼしている。本研究は、この法多元的状况を前提としつつ、都市部と地方部における更生実践の差異を比較し、両者の相互補完性を理論的・政策的観点から検討した。

第3章および第4章では、東ティモールの少年司法制度の現状を整理し、家庭事件を扱う地方裁判所や社会福祉省（MSSI）を中心とする実定法に基づく制度的枠組みが、少年の権利保障と手続的公正を担保するうえで不可欠であることを示した。他方で、政府が更生のために割くことのできる人的・財政的リソースは限られており、制度の実効性はしばしば制約を受けることも明らかとなった。

第5章では、都市部と地方部の更生実践を比較し、両者の構造的差異を明確にした。都市部では制度的支援が中心となる一方、家庭環境の不安定さや社会的ネットワークの脆弱さが更生を妨げる要因となっている。他方、地方部では伝統的ガバナンス機構が少年の行動規範形成および再統合において中心的役割を果たし、儀礼的和解やコミュニティの合意形成が行動変容に強い影響を与える。しかし、伝統的ガバナンス機構は手続的保障の不十分さや権力構造の偏りといった課題を抱えており、重大犯罪への対応には連携が必要である。

第6章では、これらの分析を踏まえ、実定法と伝統的ガバナンス機構の相互補完性を理論的に整理し、両者を統合的に位置づける必要性を指摘した。実定法は権利保障と制度的支援を提供し、伝統的ガバナンス機構は規範の内面化と社会的関係の修復を促す。両者が適切に連携することで、少年の行動変容と再統合をより確実に支える枠組みが形成される。また、政策的含意として、国家制度の強化、地域別アプローチの導入、少年の主体性の尊重に加え、伝統的ガバナンス機構の民主化の促進が重要であることを示した。伝統的ガバナンス機構の民主化は、その正統性と持続可能性を高める取り組みであり、国家制度との連携を強化するうえでも不可欠である。

以上の検討から、東ティモールの少年司法における更生のあり方は、単一の制度によって完結するものではなく、国家制度と伝統的ガバナンス機構が相互補完的に機能することで実効性を持つと考えられる。今後の少年司法の発展においては、両者の強みを活かしつつ、制度的・文化的・社会的側面を総合的に調整することが求められる。特に、国家制度の強化と伝統的ガバナンス機構の民主化を並行して進めることは、少年の行動規範形成と再統合を支える持続的な枠組みを構築するうえで不可欠である。

本研究は、東ティモールの少年司法における法多元性の意義と課題を明らかにし、実定法と伝統的ガバナンス機構の相互補完的関係を政策的に位置づけた点に意義を有する。他方

で、本研究は主として質的データに依拠しており、量的データを用いた更生効果の検証や、地域間比較のさらなる精緻化には課題が残る。今後の研究においては、制度的介入と伝統的実践の効果を比較検証する実証研究や、伝統的ガバナンス機構の民主化が少年司法に与える影響を分析する研究が求められる。

参考文献

【日本語文献（五十音順）】

加藤哲実（1992）「習俗論序説」『法律論叢』65(1), 1-51.

共同通信（2026）「東ティモール、ASEANに加盟も課題山積 新産業創出に期待も、若者は仕事求め海外へ」Yahoo ニュース（2026年1月11日取得）.

高野さやか（2015）『ポスト・スハルト期インドネシアの法と社会』三元社.

橋村仁誉（2011）「現地からの声：「アジアで最も若い国」東ティモール～連絡調整要員が見た現在の姿と未来への夢～」内閣府国際平和協力本部事務局（2025年12月24日取得）.

宮澤哲（2019）「平和構築と伝統的ガバナンス：東ティモールの復興過程において伝統的司法・規範が果たした役割に関する考察」東京大学博士論文

宮澤哲（2025）「法の中の結婚、文化の中の結婚」福武慎太郎編『東ティモール：独立後の暮らしと社会の現場から』彩流社, 181-199.

宮澤哲（2020）「東ティモールにおける国際社会からの支援と慣習法の関係の変化」島田弦編『アジア法整備支援叢書：インドネシア』旬報社, 205-240.

宮澤哲・宮澤尚里（2017）「東ティモールの和解・調停プロセスにおける慣習法の適用」研究論文.

宮澤尚里（2010）「紛争後の国家における環境資源管理と慣習法の役割」『アジア法学研究』95-110.

宮澤尚里（2012）「紛争後の環境資源管理における市民社会の役割」『国際政治』169, 88-98.

宮澤尚里（2014）「慣習法に基づく住民主体の資源管理——東ティモールにおける慣習法タラ・バンドゥ」環境法政策学会編『環境基本法制定20周年—環境法の過去・現在・未来』235-248.

渡部吉俊（2015）「東ティモール共同法制研究（少年司法，国際法）」法務省資料第62号（2015年3月）.

エールリッヒ，オイゲン（1913）『法社会学の基礎理論』みすず書房.

【英語文献（A～Z）】

Aban, M. (2025). *Rediscovering the Sacred Among Agrarian Societies: The Tara Bandu Case in Timor Leste*. *Journal of Agrarian Studies*.

Asia Foundation. (2006). *Timor-Leste's Youth in Crisis: A Situational Analysis*.

- Asia Foundation. (2011). *Closing the Governance Gap with Suco Councils in Timor-Leste*.
- Asia Foundation. (2013). *Timor-Leste Law and Justice Survey 2013*.
- Asia Foundation. (2025). *Understanding and Empowering Timor-Leste's Young People*.
- Australian Federal Police. *Timor-Leste Police Development Program (TLPDP)*.
- Babo-Soares, D. (2004). Nahe biti: The philosophy and process of grassroots reconciliation. *Asia Pacific Journal of Anthropology*, 5(1), 15-33.
- Belun. (2014). *Public Perceptions of Martial Arts Groups in Timor-Leste*.
- Belun & The Asia Foundation. (2013). *Tara Bandu: Its Role and Use in Community Conflict Prevention in Timor-Leste*.
- Braithwaite, J. (1989). *Crime, Shame and Reintegration*. Cambridge University Press.
- Burgess, E. W. (2006). A new approach to restorative justice. *Asia Pacific Issues*, 80.
- Carruthers, D. (2002). The politics and ecology of indigenous folk art. *Human Organization*, 61(3).
- CAVR. (2005). *Chega! Final Report of the Commission for Reception, Truth and Reconciliation in Timor-Leste*.
- CRIN/Child Rights International Network. (2008). *Timor-Leste: Children's Rights References in the UPR*.
- Collier, P. (2003). *Breaking the Conflict Trap*. World Bank.
- Costa, D., Irianto, S., & Siscawati, M. (2017). Women's position in Tara Bandu. *Asia Pacific Journal of Anthropology*, 18(4).
- Fundasaun Mahein. (2019). *A Resurgence in Violence between Banned Martial Arts Groups*.
- Fundasaun Mahein. (2022). *Martial and Ritual Arts Groups: A Complex Challenge Requiring an Integrated Strategy*.
- Fundasaun Mahein. (2023). *Security Sector Review*.
- Government of Timor-Leste. (2023). *Law No. 6/2023 on the Protection of Children and Young People at Risk*.

- Greising, L., & Vital, N. (2014). Legal research in Timor-Leste. *GlobaLex*.
- Inside Indonesia. (2008). *Martial Arts and Political Violence in Indonesia*.
- Interpeace. (2013). *Community-Based Conflict Prevention in Timor-Leste*.
- Marriott, Andrew (2012). "Justice Sector Dynamics in Timor-Leste: Institutions and Individuals." Volume 4, Issue 1, *Special Issue: Timor - Leste: Challenges of Postcolonial State Construction and Nation Building, Asian Politics and Policy*, January 2012, Pages 53-71
- Miyazawa, N. (2010). Community-based Natural Resource Management in East Timor. *Asian Journal of Environment and Disaster Management*.
- Miyazawa, N. (2011). Post-conflict assistance. In *Harnessing Natural Resources for Peacebuilding*.
- Miyazawa, N. (2012). *Natural Resource and Environmental Management in Post-Conflict Countries*.
- Miyazawa, N. (2013a). Customary law and NRM. In Unruh & Williams (Eds.).
- Miyazawa, N. (2013b). Community-based forestry management. *Asian Journal of Environment and Disaster Management*.
- Miyazawa, S., & Miyazawa, N. (2021). Harnessing Lisan in peacebuilding. *Asian Journal of Peacebuilding*, 9(1), 163-181.
- OHCHR. (2015). *Committee on the Rights of the Child: Timor-Leste Review*.
- Ottendörfer, E. (2013) "Contesting International Norms of Transitional Justice: The Case of Timor Leste", *International Journal of Conflict and Violence* Issue 31 Vol. 7 No. 1
- Pavlich, G. (1996). Power of community mediation. *Law & Society Review*, 30(4), 707-734.
- Pawelz, J. (2015). Security, Violence, and Outlawed Martial Arts Groups in Timor-Leste, *Asian Journal of Peacebuilding*, Volume 3 Number 1 (May 2015) 121-136
- Scambray, J. (2009). *Anatomy of a conflict. The 2006-7 communal violence in East Timor*, Security, Development and Nation-Building in Timor-Leste, 59-79.
- Simões, F. (2015). Law and language in Timor-Leste. *Contemporary Southeast Asia*, Vol. 37, No. 3 (December 2015), pp. 381-405
- Stanford Law School. (2013) *Legal History and the Rule of Law in Timor-Leste*.

- TATOLI. (2024). Government prioritizes juvenile justice law. *Tatoli News Agency*.
- UNDP. (2011). *Customary Law and Domestic Violence in Timor-Leste*.
- UNDP. (2019). *Strengthening Community Security and Access to Justice*.
- UNDP. (2020). *Spotlight Initiative: Timor-Leste*.
- UNDP. (2024). *Towards Better Justice*.
- UNICEF. (2002). *Child-Friendly Spaces and Child Protection*.
- UNICEF. (2016). *National Action Plan for Children 2016-2020*.
- UNICEF. (2020). *Situation Analysis of Children in Timor-Leste*.
- UNICEF. (2024). *Annual Report 2024*.
- UNODC. (2025). *Organized Crime and Human Trafficking in Timor-Leste*.
- U.S. Department of State. (2022-2024). *Timor-Leste Human Rights Reports*.
- World Health Organization. (2021). *Violence against children in Timor-Leste and consequences on adult health and exposure to adversity*.
- Wigglesworth, A. (2005). Young people and change in Timor-Leste. *Development Bulletin*, 68, 125-128.
- Wilson, B. (2008). Security forces of Timor-Leste. In *Security Sector Reform in Timor-Leste*.
- World Bank. (2007). *Timor-Leste's youth in crisis: Situational analysis and policy options*. World Bank.
- World Bank. *Timor-Leste Economic Reports* (various years).

政府文書・法律

- Democratic Republic of Timor-Leste. (2002). *Constitution of the Democratic Republic of Timor-Leste*.
- Ministry of Justice, Government of RDTL. (2009). *Law 03/2009 on Community Leaderships and Their Election*.
- Ministry of Justice, Government of RDTL. (2010). *Law 7/2010 on Domestic Violence Prevention*. Official Gazette.
- Ministry of Justice, Government of RDTL. (2012). *Law No. 26/2012 on Environmental*

Framework Law. Official Gazette.

Ministry of Justice, Government of RDTL. (2017). *Draft Law on Traditional Justice (Lei sobre Justiça Tradicional)*. Consultation document.

Ministry of State, Coordination of Social Affairs, Government of RDTL. (2016). *National Action Plan for Children in Timor-Leste 2016-2020*.

Government of Timor-Leste. (2010). *Constitution of Timor-Leste*. https://timor-leste.gov.tl/wp-content/uploads/2010/03/Constitution_RDTL_ENG.pdf (2025年12月13日取得)

Government of Timor-Leste. (2024). *Government Extends Martial Arts Suspension until April 2025*. <https://timor-leste.gov.tl/?p=40725&lang=en> (2025年12月13日取得)

ウェブサイト資料

懂帝汶 (Understand Timor) (2025), The Okusinumbe community held a "tara-bandu" ceremony aimed at promoting peace and stability among youth
<https://www.dongdiwen.com/> (2025年12月13日取得)

East Timor Law Journal. (2003). *President Xanana Gusmão's Speech on Customary Law*. <http://easttimorlawjournal.blogspot.jp/2012/05/on-occasion-of-international-conference.html> (2016年11月4日取得)

East Timor Law and Justice Bulletin. (2013). *President proposes reactivation of traditional law in Timor-Leste*.
<http://www.easttimorlawandjusticebulletin.com/2013/05/president-proposes-reactivation-of.html> (2016年11月4日取得)

Fundasaun Mahein. (2022). *Martial and Ritual Arts Groups: A Complex Challenge Requiring an Integrated Strategy*.
<https://www.fundasaunmahein.org/2022/09/27/martial-and-ritual-arts-groups-a-complex-challenge-requiring-an-integrated-strategy/> (2025年12月13日取得)

SEASIA. (2024). *Martial Arts Ban Continues in Timor-Leste, Highlighting Significant Drop in Violence*. <https://seasia.co/2024/05/12/martial-arts-ban-continues-in-timor-leste-highlighting-significant-drop-in-violence> (2025年12月13日取得)